

ながふく障がい者プラン (2021－2026)

第4次長久手市障がい者基本計画（令和3年度～令和8年度）

長久手市第6期障がい福祉計画（令和3年度～令和5年度）

長久手市第2期障がい児福祉計画（令和3年度～令和5年度）

長久手市障がい者権利擁護支援計画（令和3年度～令和5年度）

【素案】

令和3年 月

長 久 手 市

市長あいさつ掲載予定

目 次

第1章 計画の概要	5
1 計画策定の趣旨	6
2 計画の位置づけ・他計画との関係	7
3 計画の期間	7
第2章 第4次長久手市障がい者基本計画	9
1 基本理念	10
2 施策体系	11
3 各重点項目	12
第3章 基本分野ごとの方向性	19
1 生活支援	20
2 保健・医療	23
3 教育、文化芸術活動・スポーツ等	25
4 雇用・就業	26
5 生活環境	28
6 障がいの理解促進、差別解消、権利擁護支援	31
7 防災・防犯	33
第4章 長久手市第6期障がい福祉計画	34
1 計画の成果目標	36
2 障害福祉サービスの見込みと確保方策	39
3 地域生活支援事業の見込みと確保方策	45
第5章 長久手市第2期障がい児福祉計画	54
1 計画の成果目標	56
2 障がい児へのサービスの見込みと確保方策	58

第6章 長久手市障がい者権利擁護支援計画（成年後見制度利用促進計画）	62
1 計画の概要	63
2 障がいのある人の権利擁護の現状と課題	66
3 権利擁護支援の施策	71
第7章 計画の推進にあたって	74
1 計画の推進体制	75
2 進行管理と管理手法	76
第8章 障がいのある人を取り巻く状況	77
1 統計データの状況	78
2 意識調査等からみる地域福祉の現状	86
3 第3次基本計画の重点施策の取組と評価	97
4 本市の課題のまとめ	98
資料編	●●
1 計画策定の経過	●●
2 委員名簿	●●

※「障がい」の表記について

長久手市では、「害」という漢字のマイナスイメージを考慮し、「害」の文字をできるだけ用いないで、「障がい」とひらがなで表記をしています。

ただし、以下の場合には「障害」と漢字表記にしています。

- ・法律、政令、条例等の名称や、それに用いられている用語等
- ・固有名詞や単語、熟語となっているもの等

※「障害者総合支援法」の表記について

正式には、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」ですが、文字数が多いこと、国等の表記でも利用されていることから、計画書中の表記を合わせています。

第 1 章

計画の概要

1 計画策定の趣旨

国では、障がいのある人が自分らしく地域で生活を送ることができるよう、障がいのある人を支援するための法律や制度の整備が進められてきました。

平成23年7月に、障がいのある人を支援するための法律や制度の基本的な考え方を示す「障害者基本法」が改正されました。「障害者基本法」では、すべての国民が障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現することを目指しています。平成28年6月に閣議決定された「ニッポン一億総活躍プラン」では、高齢者、障がいのある人、子ども等、すべての人々が地域、暮らし、生きがいを共に創り、高め合うことができる「地域共生社会」の実現を目指す方針が示されています。

長久手市（以下、「本市」という。）では、平成30年7月に「長久手市みんなでつくるまち条例」を施行しました。この条例では、本市のまちづくりの基本的な考え方や市民、議会、行政の役割分担等が示されています。平成31年に策定された「第6次長久手市総合計画」においても、市民と行政が協働する市民主体のまちづくりが進められています。

本市では、「第3次長久手市障がい者基本計画」、「長久手市第5期障がい福祉計画」、「長久手市第1期障がい児福祉計画」をそれぞれ策定し、障がい者福祉施策を推進してきました。

このたび、国の動向や本市で進められている市民主体のまちづくりの考え方、これまでの本市の障がい者福祉施策の実施状況、本市の障がいのある人を取り巻く現状、本市の特性・意識調査等からの課題等を踏まえ、誰もが自分らしく暮らすことができるようにするための「第4次長久手市障がい者基本計画」、「長久手市第6期障がい福祉計画」、「長久手市第2期障がい児福祉計画」、成年後見制度の利用促進や支援を必要とする障がいのある人の権利擁護に関する基本的施策をまとめた「長久手市障がい者権利擁護支援計画」を一体的にとりまとめた「ながふく障がい者プラン（2021－2026）」を策定します。



2 計画の位置づけ・他計画との関係

(1)各計画の位置づけ

ながいく障がい者プラン（2021－2026）は、下表のとおり各法律に基づき策定する4つの計画で構成します。

計画名	項目	内容
第4次 障がい者基本計画	根拠法令	障害者基本法第11条第3項
	計画期間	令和3年度～令和8年度（6年間）
	策定内容	障がい者施策全般の基本的な方向性を定める
第6期 障がい福祉計画	根拠法令	障害者総合支援法第88条第1項
	計画期間	令和3年度～令和5年度（3年間）
	策定内容	障害福祉サービスや地域生活支援事業の見込み量、見込み量確保のための方策を定める
第2期 障がい児福祉計画	根拠法令	児童福祉法第33条の20第1項
	計画期間	令和3年度～令和5年度（3年間）
	策定内容	児童福祉法に基づくサービスの見込み量、見込み量確保のための方策を定める
障がい者 権利擁護支援計画	根拠法令	成年後見制度利用促進法第14条第1項
	計画期間	令和3年度～令和5年度（3年間）
	策定内容	障がい者の権利擁護支援に関する施策の基本的な方向性を定める

(2)計画の期間

基本計画は、令和3（2021）年度から令和8（2026）年度までの6カ年です。

障がい者権利擁護支援計画については、次期地域福祉計画への見直しの際に、該当する部分に統合する予定です。

計画名	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
障がい者 基本計画	第3次計画		第4次計画					
障がい 福祉計画	第5期計画		第6期計画			第7期計画		
障がい児 福祉計画	第1期計画		第2期計画			第3期計画		
障がい者 権利擁護支援計画			第1次計画			地域福祉計画へ統合		

本計画は、国の障がい施策に係る法律や計画を踏まえて策定するとともに、愛知県の「（仮称）あいち障害者福祉プラン」との整合性を図ります。

なお、本計画は、「長久手市みんなでつくるまち条例」の趣旨に沿って市民とともに推進するものであり、市民主体のまちづくりに取り組みます。



第 2 章

第 4 次長久手市障がい者基本計画

1 基本理念

全国的に人口減少や少子高齢化、核家族化が進行し、また、価値観、ライフスタイルの多様化が進んだことで、地域での助け合い、支え合い、つながりが失われつつあります。転入してきた人が多い本市では、人と人との知り合い、触れ合い、話し合いを重ねることで、つながりやまちへの愛着を育む必要があります。

「第6次長久手市総合計画」では、「幸せが実感できる共生のまち長久手 ～そして、物語が生まれる～」を本市の将来像に掲げています。この将来像には、市民一人ひとりが地域に役割と居場所を持ち、関わり合い、お互いに助け合い支え合える「地域で共生するまち」にしていくことで、課題を解決できるだけでなく、地域につながりが生まれ、幸せを実感できるまちに近づける、という想いが込められています。

障がいの有無に関わらず、誰もが自分らしく地域で活躍したり、暮らすことができるためには、地域やご近所での声掛けや助け合い、支え合い、つながりづくりが必要不可欠です。

したがって、本計画では、「互いに声を掛け合いながら支え合い 自分らしく暮らせるまち ながくて」という基本理念を掲げ、地域のつながりづくりを進めることで、障がいの有無に関わらず、誰もが自分らしく暮らすことができるまちを目指します。

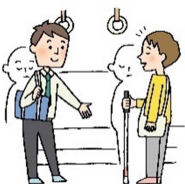
■基本理念

互いに声を掛け合いながら支え合い
自分らしく暮らせるまち ながくて

例えば・・・

障がいへの理解の促進

障がいについて正しく理解し、市民が障がいのある人に寄り添う



例えば・・・

適切な支援の実施

障がいのある人の困りごとやニーズを把握し、必要な支援を行う



例えば・・・

地域の役割と居場所づくり

障がいの有無に関わらず、自分らしく地域で活躍したり、暮らせる役割と居場所がある

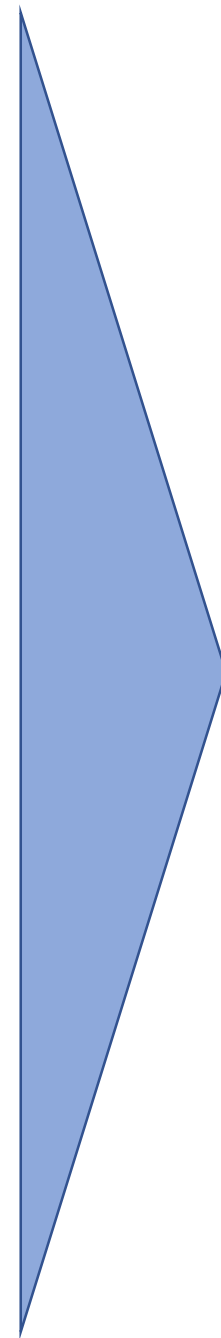


2 施策体系

基本目標

互いに声を掛け合いながら支え合い 自分らしく暮らせるまち ながくて

重点項目
個別訪問等によるアプローチの実施・つなぎ
早期からの相談体制の充実・就学前児童の通所先の確保
切れ目のない支援体制の充実
就労に関わる機会の充実
学び・理解、交流による地域共生の促進
医療的な対応を必要としている人への支援体制づくり
災害時に向けた防災体制づくり



基本分野	施策項目	頁
生活支援	1. 障害福祉サービス等の充実と質の確保(7事業) 2. 包括的な相談支援体制の仕組みづくり(6事業) 3. 経済的な負担軽減のための支援(9事業)	20
保健・医療	1. 早期発見・支援への取組(6事業) 2. 医療などが必要な人への支援の充実(7事業)	23
教育、 文化芸術活動・ スポーツ等	1. 教育、文化芸術活動・スポーツ等(7事業)	25
雇用・就業	1. 就労支援ネットワークの強化及び障がい者雇用の促進(26事業) 2. 福祉的就労の充実(3事業)	26
生活環境	1. 地域における支え合いの体制づくり(7事業) 2. 外出の促進及び移動に関する支援(10事業) 3. わかりやすい情報発信とコミュニケーション(4事業)	28
障がいの理解促進 差別解消 権利擁護支援	1. 障がいの理解と障がいを理由とする差別の解消(7事業) 2. 権利擁護に関する支援(3事業)	31
防災・防犯	1. 防災及び緊急時の支援の充実(7事業)	33

3 重点項目

(1) 個別訪問等によるアプローチの実施・つなぎ

- 障害者手帳を持っている人の中には、福祉サービス等のいずれのサービスの利用がない人がいます。そのうち、自ら支援を求めることが難しいこと等を理由に、適切な支援が届いていない人もいますと考えられます。
- そういった人を個別に訪問、生活状況等を確認し、必要に応じてサービスにつなぎます。
- また、支援が必要であるにもかかわらず、サービス等を利用していない（できない）状況になるのを防ぐため、医療機関を通じた障がいのある人への働きかけを行います。

主に関連する施策

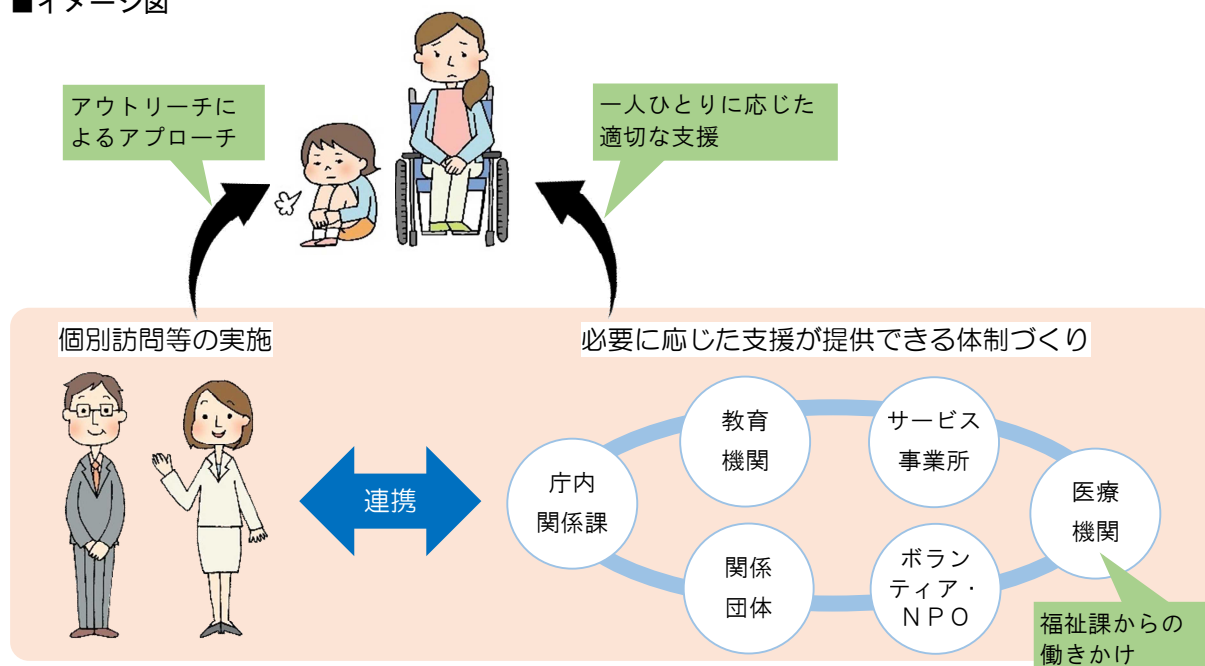
●個別訪問調査

障害者手帳を所持しているが、福祉サービス等の利用がない人への訪問等を行います。また、訪問時などに聞き取った相談に応じて必要な支援ができる機関につなぎます。

●地域包括ケアシステムの構築

地域の関係機関の協働・連携し、安心して自分らしい暮らしができる地域を目指します。

■イメージ図



（２）早期からの相談体制の充実・就学前児童の通所先の確保

- 支援を必要とする児童、保護者がスムーズに相談を受けられるよう、相談窓口・相談支援の充実を図ります。
- 保護者の不安を受け止めつつ、専門医、心理職等、専門職による相談窓口において、必要な情報提供やサービスの案内を行います。
- 児童発達支援センター、（仮称）こどもの発達相談室を設置します。
- 支援を必要とする児童が地域で児童発達支援を受けられるようにします。

主に関連する施策

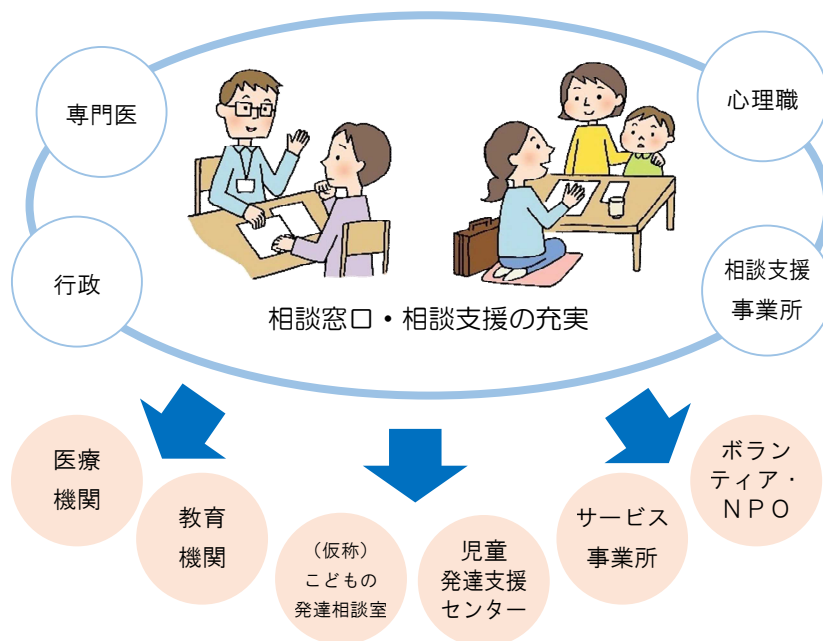
●（仮称）こどもの発達相談室事業

出生から就園、就学、就業へと切れ目のない療育支援体制の整備、保健・医療・福祉・保育・教育といった関係機関との連携強化を目的に、「（仮称）こどもの発達相談室」を設置します。乳幼児期からの児童の発達に関する専門相談窓口の充実、早期療育へのつなぎを行います。

●児童発達支援センター事業

児童福祉法に基づく障害児通所支援施設として児童発達支援センターを設置し、障がいのある就学前の児童が通所して療育を受けられるようにします。

■イメージ図



(3) 切れ目のない支援体制の充実

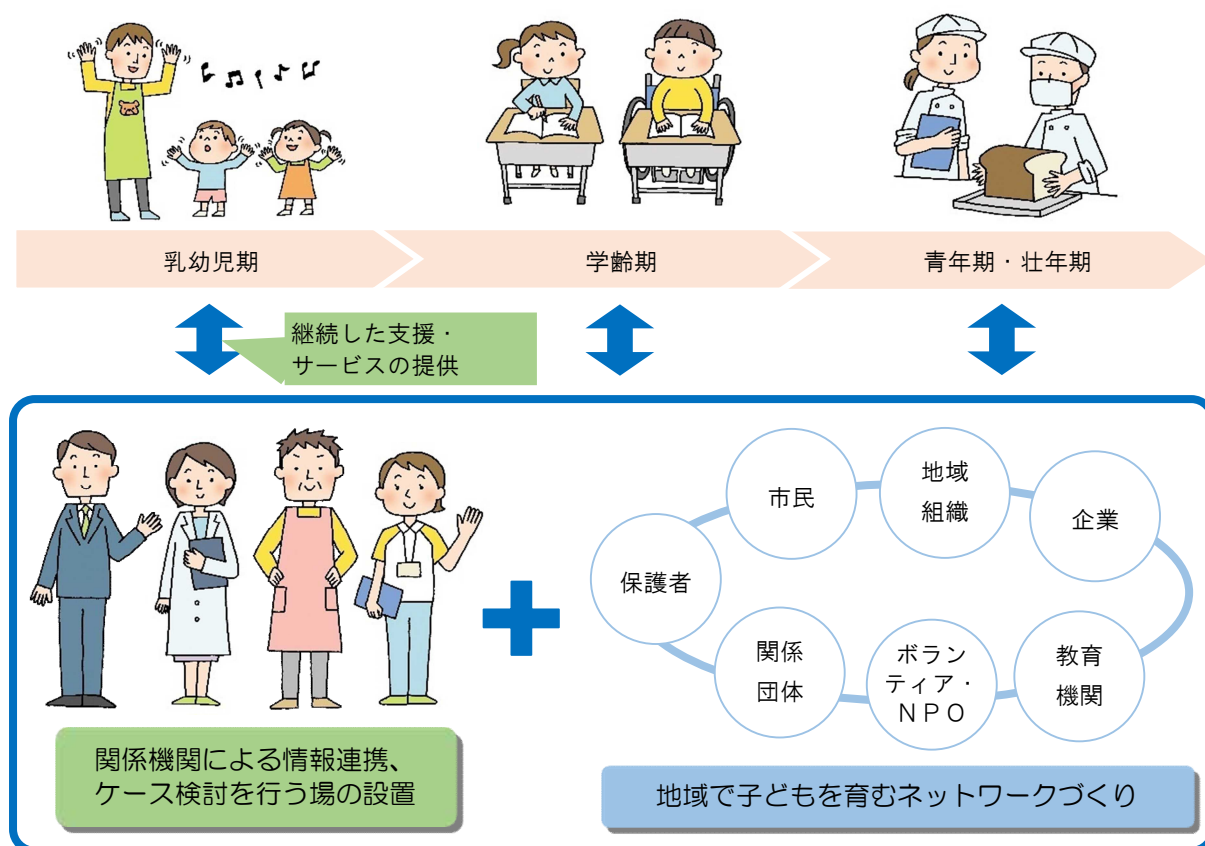
- ライフステージごとに必要な情報を提供し、本人の意思を尊重した決定を支援します。
- 関係機関の情報共有や連携を強化し、安定した体制づくりを行います。
- 保護者、市民とともに、地域で子どもを育むネットワークをつくります。

主に関連する施策

●（仮称）こどもの発達相談室事業

出生から就園、就学、就業へと切れ目のない療育支援体制の整備、保健・医療・福祉・保育・教育といった関係機関との連携強化を目的に、「（仮称）こどもの発達相談室」を設置します。乳幼児期からの児童の発達に関する専門相談窓口の充実、早期療育へのつなぎを行います。

■イメージ図



(4) 就労に関わる機会の充実

- 地域で自立した生活をしていくための基盤づくりのため、関係機関と連携し、総合的な就労支援に取り組みます。
- 身近な場所で就労に関する相談ができる「障がい者就労コーディネート事業」を実施し、障がいのある人等に寄り添って支援・調整を行います。
- 「就労」を体験する場について、さらなる拡大を図っていきます。
- 中高生やその保護者が、卒業後の進路の検討や自身の力について考えるきっかけづくりとなること目的とした「就労の体験」について取組を行います。

主に関連する施策

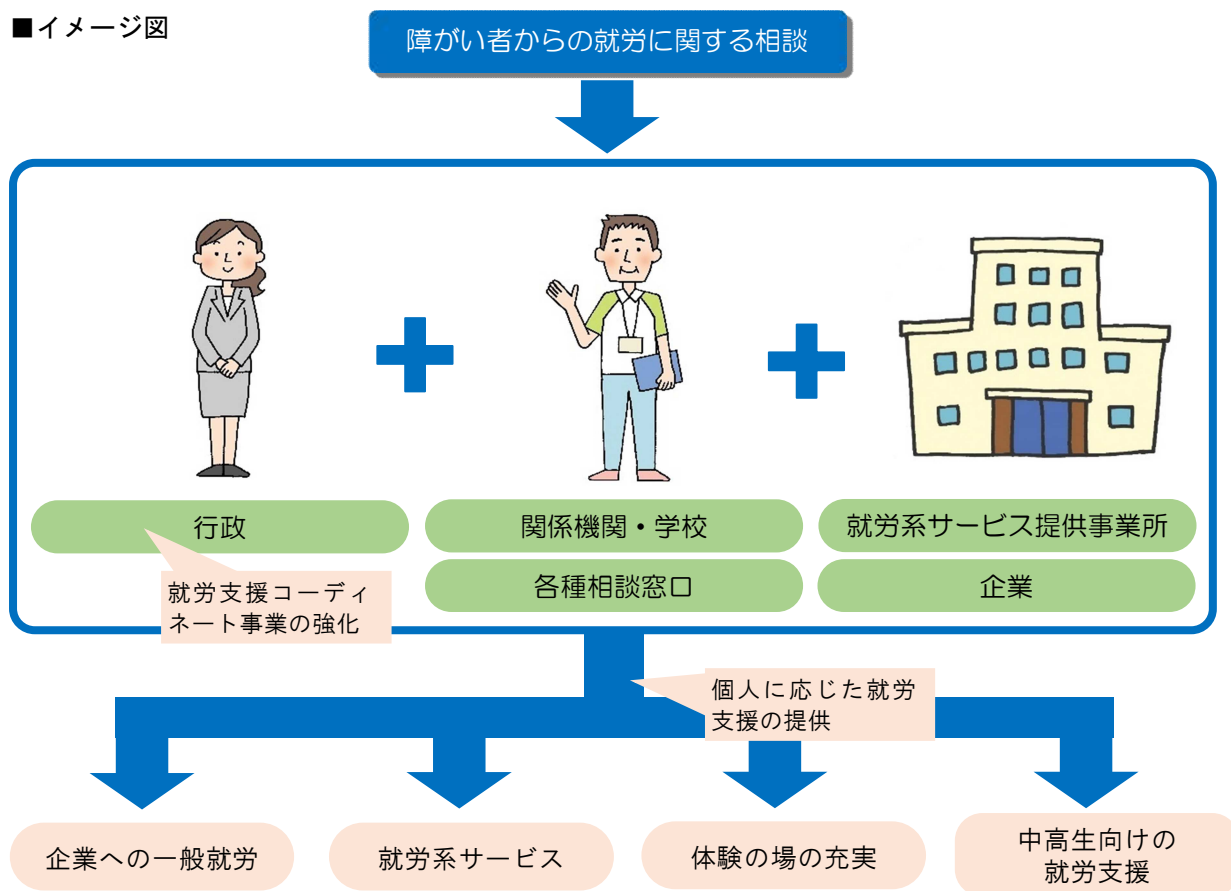
●就労支援コーディネート事業

就労の相談や支援を行い、本人と事業所などをつなぐ役を行います。また、高校や大学等に在学中の人の就職活動や生活の困り事を解決するためのサポートをします。

●ながらく就労体験事業

就労支援施設等と連携し、市役所等で軽易な業務ができる体験機会を創出します。

■イメージ図



(5) 学び・理解、交流による地域共生の促進

- 地域共生社会（※）の実現に向けて、障がいに関する学び、理解の向上に取り組みます。
- 障がいのある人が、住み慣れた地域で安心して生活していくために、市民が障がいやその特性を正しく理解することの重要性を認識し、あらゆる機会を捉えて、障がいのある人、地域、障がい福祉に関わる人等との交流を進めます。
- 講演会の企画、障がい事業所と地域・市民、行政などとの協働事業の推進等を行います。

主に関連する施策

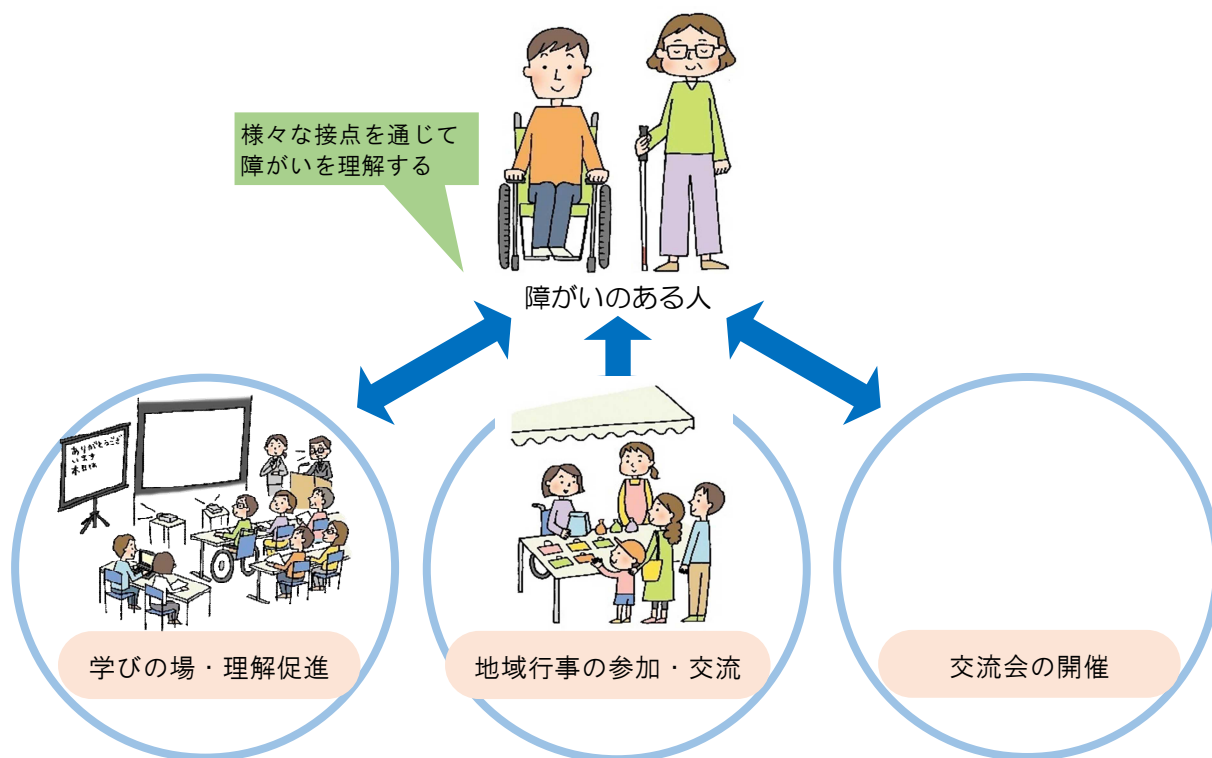
●学び、理解向上のための研修等の実施

障がいの特性や支援方法、権利擁護等に関し、知ったり学んだりする研修等を、市民、団体、企業、事業所、市職員等に対して実施します。

●障がい福祉に関わる人の交流の場づくり

障がい者自立支援協議会において、障がい福祉に関わる様々な方（サービス提供事業所、教育関係者、医療関係者、当事者団体等）に呼びかけ、一同に集まり、交流する場を設けます。ともに地域の課題等について考えたり、学んだり、情報・意見交換を行ったりすることにより、顔が見える関係づくりを進めます。

■イメージ図



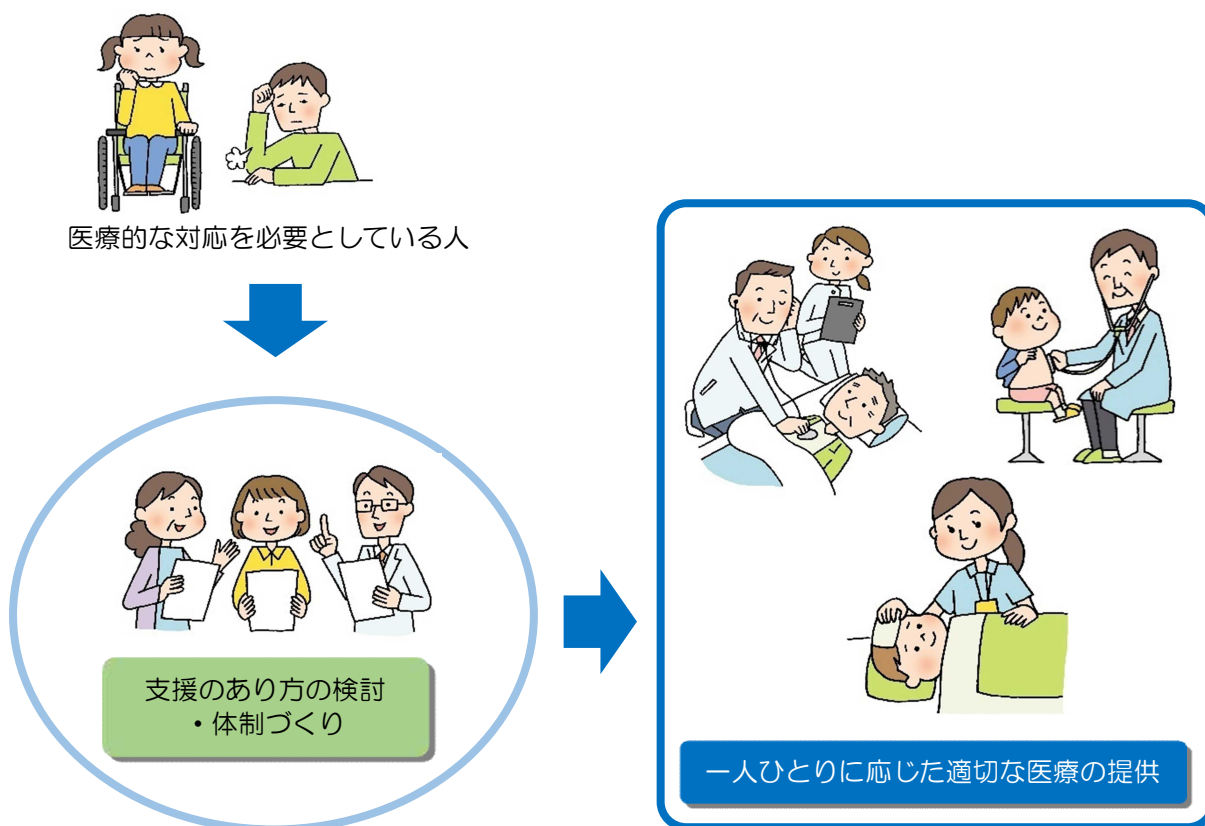
（６）医療的な対応を必要としている人への支援体制づくり

- 日常的にたんの吸引や経管栄養等の医療的ケアを必要としている人が増加しており、在宅生活するための支援の拡充や介護する家族の負担軽減のために、関係機関が連携した支援体制づくりが必要です。
- 保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関が集まる協議を場の設置します。

主に関連する施策（具体的な取り組み）

- 医療的ケアの現状確認（制度・社会資源）を確認し、次のことを行います。
 - ①医療的ケアの内容定義（国の定義要件を踏まえ）
 - ②医療的ケアの対象者の確認（①を踏まえた対象者調査）
 - ③必要な支援の状況の確認（②の人の状況確認）
 - ④緊急時の連携方法（個別計画など）のスキーム構築（③や災害時を踏まえたもの）
 - ⑤上記内容を踏まえた本市の体制整備の検討

■イメージ図



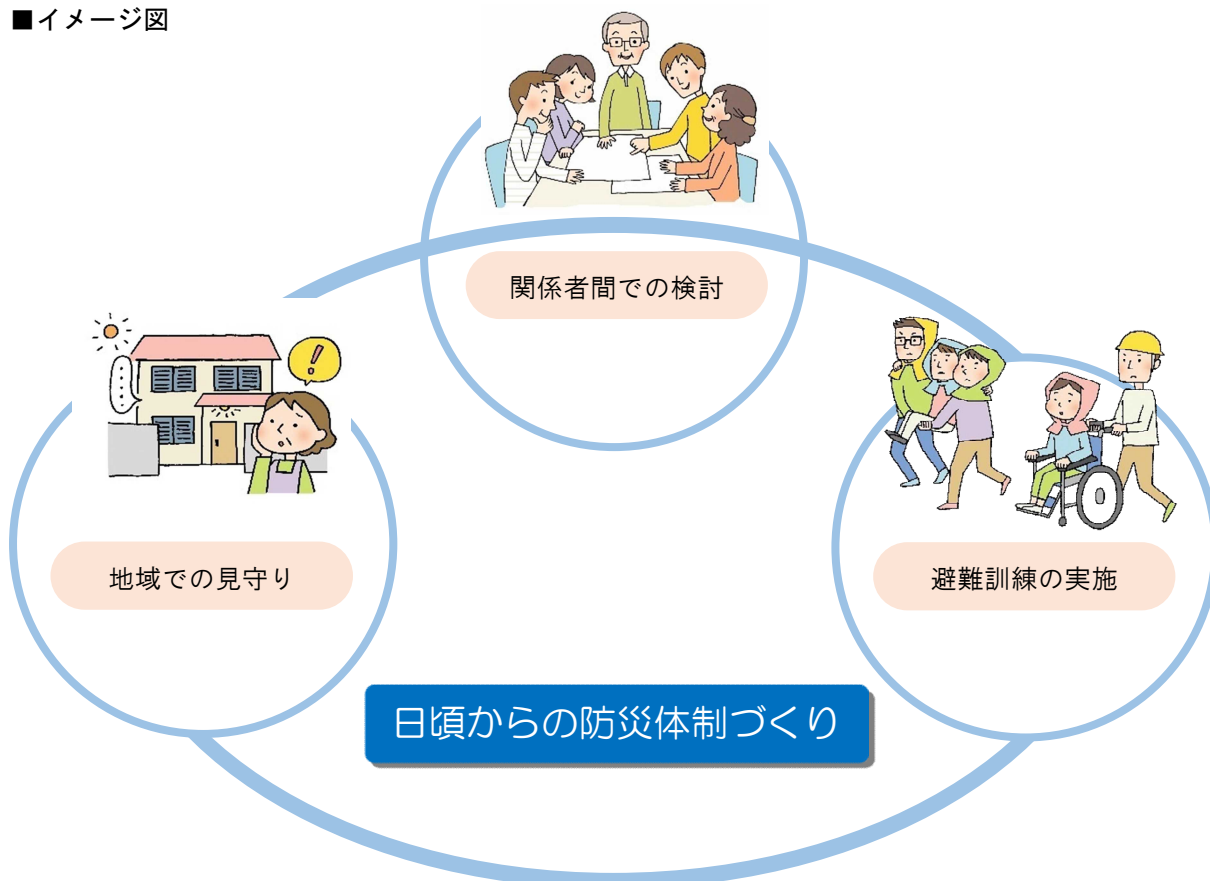
(7) 災害時に向けた防災体制づくり

- 災害時に自ら避難することが難しく、支援を必要とする障がいのある人について、関係者間で支援方法及び役割を確認し、発災時にきちんと機能する体制づくりを進めます。
- 避難行動要支援者登録制度により個別支援計画の作成を進め、その活用の手順、各主体の役割等について、事業所をはじめとする関係者間で検討します。
- いざというときに支援が得られるよう、障がいのある人自らの備え（自助）や避難行動要支援者登録制度への登録等について、地域と連携した啓発を行います。

主に関連する施策

- 避難行動要支援者名簿への登録
障がいのある人の必要な支援や緊急連絡先等を登録・整備し、災害時等に備えます。
- 避難訓練の協働実施
避難訓練の実施する際に、障がいのある人、支援施設、地域住民などが協働して実施します。
- 福祉的な視点での避難所整備
障がいのある人が避難所で安心して生活できるよう、障がい特性に配慮したスペースの確保等を検討します。

■イメージ図



第 3 章

基本分野ごとの方向性

1 生活支援

障がいのある人の日常生活を支えるためには、その人の特性や心身の状態に応じた支援が必要です。障害福祉サービスや地域生活支援事業、必要な用具の給付などを行い、障がいのある人の自己決定に基づく地域生活を支援します。

また、障がいの種別や年齢を問わず、本人や家族などへの相談により多様なニーズを把握し、保健・医療・福祉その他全般にわたる支援や専門的な機関へのつなぎ等を行えるように相談支援体制の一層の充実を図るとともに、担い手となる人材の育成を図ります。

施策項目 1

障害福祉サービス等の充実と質の確保

●● 事業内容 ●●

No.	事業内容	関係課
1	既存の高齢者施設（通所介護等）で障がいのある人の受入れができる共生型サービスの申請を高齢者施設へ働きかけます。	福祉課 長寿課
2	障がいのある人が質の高いサービスを受けられるよう、事業所等に対し、研修等への参加を働きかけます。	福祉課
3	本市の実情に応じた地域生活支援事業（中一時支援、移動支援、地域活動支援センター及び訪問入浴）を展開できるよう、ニーズに応じた見直しを必要に応じて行うとともに、サービス利用を促進していきます。	福祉課
4	必要なときに必要な人が障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス等を受けられるよう、障がいのある人、家族等に対しサービスに関する情報提供を適切に行います。	福祉課
5	児童福祉法に基づく障害児通所支援（児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス及び保育所等訪問支援）及び障害児相談支援の適切なサービス提供を推進します。重症心身障害児の受入れについては、関係機関や近隣の事業所と連携します。	子ども家庭課
6	障がいのある人が住み慣れた地域で暮らしていけるよう、グループホームを設置する事業所に対し、社会福祉施設等施設整備の支援等を行うことにより、新たなグループホーム及び短期入所の設置を目指します。	福祉課
7	グループホームでの生活が障がいのある人にとって合っているか確認するため、体験する機会を提供します。	福祉課

施策項目 2

包括的な相談支援体制の仕組みづくり

●● 事業内容 ●●

No.	事業内容	関係課
1	一人ひとりにあった総合的な支援や困難事例への支援、人材育成、障がい者虐待防止、その他関係機関との連携等を図るため、障がい者基幹相談支援センターを運営します。	福祉課
2	障害者手帳を所持しているが、福祉サービス等の利用がない人について、個別訪問調査を実施します。	福祉課
3	福祉サービス等の利用には、サービス等利用計画及び障害児支援利用計画の作成が必要であることや、夜間等を含む緊急時における連絡・相談体制の確保などが必要なことから、障がい児・者の相談支援体制の強化を図ります。	福祉課 子ども家庭課
4	障がいのある人の生涯について、連続した包括的な支援が求められています。そのため、市役所関係部署はもとより、地域包括支援センター、生活困窮者相談、コミュニティーソーシャルワーカーなど、年齢や状況により設置された相談機関の連携を強化し、重層的な支援体制を構築します。	悩みごと相談室 福祉課 長寿課 子ども家庭課 健康推進課 他
5	各小学校区への設置を目指している地域共生ステーションなど、身近な場所で障がいに関する相談ができるよう、相談員による出張相談等を実施します。	福祉課 たつせがある課
6	精神障がいのある人に対する地域の理解を深めるとともに、精神障がいのある人やその家族への支援として、相談体制の充実と関係各課との連携を図ります。	福祉課 健康推進課

施策項目 3

経済的な負担軽減のための支援

●● 事業内容 ●●

No.	事業内容	関係課
1	障がいのある人への経済的な支援を図るため、障害者手当の支給を行います。	福祉課
2	国や県の法令等に基づき所得保障として年金制度を補完する特別障害者手当、障害児福祉手当、福祉手当、特別児童扶養手当及び愛知県在宅重度障害者手当の周知、啓発に努めます。	福祉課
3	障害基礎年金など国の制度に基づく年金について、20 歳時の手続き勧奨及び随時の相談対応を行います。	保健医療課
4	福祉サービスの利用手続きや日常的な金銭管理を支援する「日常生活自立支援事業」の活用を図ります。	社会福祉協議会
6	心身の障がいや疾病等のため、調理等の日常生活を営むことに支障がある人に対し配食するサービスの一部費用を助成します。	福祉課
7	身体障害者手帳の交付の対象とならない軽・中等度難聴児に対し、補聴器等購入費用を助成します。	福祉課
8	日常生活に必要な用具の購入費用を助成します。また、障がいのある人のニーズにあわせ、種目の見直しを適宜行います。	福祉課
9	障害により失われたり低下したりした身体機能を補うための機器等（補装具）の購入、修理、貸与費用を助成します。	福祉課

2 保健・医療

障がいのある人が健康を維持し、生き生きとした生活を送ることや、必要に応じて医療を受けることで、身体や心にかかる負担を軽減することができるよう、保健・医療の充実を図る必要があります。そのため、心身機能の維持や向上にかかる医療費の負担軽減や関係機関の連携体制の充実、障がいの特性に応じた支援を行います。

また、健診などにより障がいを早期に発見し、適切な療育や医療的ケアにつなげることや健康に関する相談や健康維持のための保健活動に取り組みます。

施策項目 1

早期発見・支援への取組

●● 事業内容 ●●

No.	事業内容	関係課
1	保健センターにおいて、乳幼児健診の受診率の向上に努めるとともに、健診事後教室などの支援体制の充実を図っていきます。また、障がいのある児童をもつ保護者に対して、適切な療育を受けるよう促します。	健康推進課 子ども家庭課
2	母子保健法により、支援の必要な障がいのある児童を早期に発見し、就学への移行が円滑かつ適正にできるよう関係機関と連携して支援します。	健康推進課 子ども家庭課 教育総務課 子ども未来課
3	糖尿病等の生活習慣病を起因とする障がいの発生を予防するため、健康体操の普及や生活習慣病の早期発見のための健康診断等の受診の促進に努めます。	健康推進課
4	（仮称）こどもの発達相談室を設置し、発達が気になる児童に関する相談窓口を充実させ、早期発見から早期療育へとつなぎます。また、障がいのある児童に対する通所支援施設として、「児童発達支援センター」を整備します。	子ども家庭課
5	障がいのある児童をもつ保護者がお互いの不安や悩みを共有し支え合える仕組みが必要です。障がいのある児童とその保護者同士が交流できる機会を提供します。	子ども家庭課
6	精神疾患が疑われるが医療機関に受診しておらず、適切な治療に結びついていない方について、関係部署及び関係機関との連携を強化することにより、支援が必要な方の早期発見及び早期治療に向けた対応方法の検討を行います。	福祉課 健康推進課

施策項目 2

医療などが必要な人への支援の充実

●● 事業内容 ●●

No.	事業内容	関係課
1	地域の関係機関の協働・連携の強化、既存の社会資源や仕組みの活用を図り、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築について協議していきます。	福祉課 健康推進課
2	障害者総合支援法に基づき、自立した日常生活又は社会生活を営むために必要な医療について、医療費の助成を行います。	福祉課 保険医療課
3	障害者総合支援法により新たに対象となった難病患者の方にも、適切な支援が得られるよう、福祉サービス等を広く周知していきます。	福祉課
4	医療的ケアが必要な障がいがある人への支援体制整備に向け関係機関と協議・検討を行います。	子ども家庭課 福祉課
5	障がい者自立支援協議会において、サービス提供事業所の職員や利用者家族に対し、歯科教育を推進します。	福祉課 健康推進課
6	難病法に基づく特定医療費（指定難病）が適切に支給がされるよう、周知、啓発を行います。	福祉課
7	児童福祉法に基づく小児慢性特定疾病対策として小児慢性特定疾病医療費が適切に支給がされるよう、周知、啓発を行います。	保健所

3 教育、文化芸術活動・スポーツ等

差別や偏見のない社会を築くためには、子どもの頃から福祉についての理解を深め、実践することのできる力を市民一人ひとりが身に着けることが重要です。そのため、障がいに対する理解を深めることができるよう、学習の機会を提供するとともに、ともに暮らしを支え合う関係を築くための福祉教育を推進します。

また、障がいの有無に関わらず、誰もが可能な限り共に教育を受けられる仕組みを推進し、文化芸術活動やスポーツ活動に参加でき、様々なふれあい、交流活動が行えるよう、多様な学習活動の充実や障がい者スポーツの普及、参加促進します。

●● 事業内容 ●●

No.	事業内容	関係課
1	障がいのある児童の理解や障がいの特性に応じた対応や支援ができるよう保育士・学校教員等の研修を充実させ、保育園・小中学校における障がいのある児童・生徒の受入れの拡充を図ります。	子ども未来課 教育総務課
2	障がいがあっても安心して学校に通えるよう、総合的な相談支援のできる体制を目指し、スクールソーシャルワーカーを配置し、よりきめ細やかな対応ができるよう連携体制を強化します。	教育総務課 子ども家庭課 福祉課
3	学校において、スロープ、エレベーター、障がい者用トイレの設置など、ハード面の改善を行うとともに、専門的な知識・技能を有する人材の確保に努め、受入れ可能な障がいのある児童の拡充を目指します。	教育総務課
4	通級指導教室待機児童の解消や適正な就学に向けて他機関と連携しながら就学相談を行うこと、また授業のユニバーサルデザイン化や合理的配慮について研修を行うことで、「インクルーシブ教育」の基礎を継続して構築していきます。	教育総務課
5	介助犬総合訓練センター～シンシアの丘～と連携して行う介助犬教室や社会福祉協議会と連携して行う福祉実践教室など、障がいの理解を深めるための授業を行います。	教育総務課
6	障がい者スポーツ関連団体等と連携し、ボッチャ等、障がいのある人も楽しめるニュースポーツを推進します。	生涯学習課 文化の家
7	愛知県内の特別支援学校に就学している児童・生徒の保護者に対して支給する就学奨励金の周知に努めます。	福祉課

4 雇用・就業

障がいのある人の就労は、その人の特性や能力に応じた多様な働き方を提供することが大切です。そのため、就労への移行の支援や福祉的就労の場の提供、体験の機会の確保など、一人ひとりの思いや希望に応じた就労への支援の充実に努めるとともに、一般企業が障がい者雇用に取り組みやすくするための支援をすることができるよう、関係機関との連携強化を行います。

施策項目 1

就労支援ネットワークの強化及び障がい者雇用の促進

●● 事業内容 ●●

No.	事業内容	関係課
1	障がいのある人の就労の相談や支援を行い、本人と事業所などをつなげていくことや、高校や大学等に在学中の人の就職活動や生活のお困り事を解決するためのサポートを行う、就労支援コーディネート事業を実施します。	福祉課
2	就労支援施設等と協力し、市役所等の当該施設外において軽易な業務が体験できる機会を実施します。	人事課 福祉課
3	尾張東部障がい者就業・生活支援センターアクトや公共職業安定所（ハローワーク）と連携して、障がいのある人の就労支援を実施します。	福祉課
4	一般就労が難しい方に対し、支援員がサポートしながら就労訓練を実施する中間的就労の事業所の新規参入を進め、一般就労に向けた支援を実施します。	福祉課

施策項目 2

福祉的就労の充実

●● 事業内容 ●●

No.	事業内容	関係課
1	障がいのある人の経済的な自立につながるよう、障害者優先調達推進法の趣旨に基づき、障がい者就労支援施設等への発注を促進します。また、「長久手市障害者就労施設等からの物品等の調達方針」に基づき発注を行います。	行政課 福祉課
2	工賃の向上を目指し、就労支援施設が実施している福祉の家での物品販売会について、市役所等での販売など販路の拡大を図ります。	福祉課 財政課
3	障がいのある人の就労の機会の拡大、農地の有効活用、農業に従事している人への周知・啓発、農と福祉とが協働するためのマッチングなどを行い、農福連携を推進します。	みどりの推進課 福祉課

5 生活環境

障がいの有無に関わらず、地域でともに活躍し、共生する地域社会の実現に向け、地域住民や関係団体等の地域に関わる人や組織と協働し、地域における支え合いの体制づくりを推進します。

また、障がいのある人が安心・安全に暮らすことができるよう、バリアフリー化の推進や移動するための支援事業に取り組み、行動範囲を広げ、社会参加を促進するとともに障がいのある人に配慮したまちづくりを進めます。

施策項目 1

地域における支え合いの体制づくり

●● 事業内容 ●●

No.	事業内容	関係課
1	障がいのある児童も含め、小学校を活用して、放課後の子どもたちの安心で安全な居場所を充実します。また、学びや遊びなどの活動を実施し児童が地域社会の中で健全に育まれる環境づくりをします。	子ども未来課
2	ちょっとした訓練やサポートがあれば、自身で行えるようになることを目的とした、日常生活における体験・訓練のため居宅介護の利用やボランティアによる支援を推進します。	福祉課
3	障がいのある人の各種イベント、公共施設等でのボランティア活動等への参加を促し、障がいのある人の社会参加の場を提供します。	各担当課
5	障がい者団体への障がい者、家族の加入を促進し、団体の活動を支援します。	福祉課
6	関係機関等と連携して市民を対象とした講座を実施し、手話通訳者・要約筆記者等の養成に努めます。	福祉課
7	障がいのある人に関する様々な課題の解決が求められています。そのため、障がい者自立支援協議会の機能の充実を図り、各種問題解決に向けた検討体制を強化します。	福祉課

施策項目 2

外出の促進及び移動に関する支援

●● 事業内容 ●●

No.	事業内容	関係課
1	障がいのある人の移動を支援するため、移動支援事業の支援員の本市独自の養成研修を実施し、障がいのある人の移動を支援する人材の育成を図ります。	福祉課
2	障がいのある人等の外出機会を促進するため、安価で利用できる福祉有償運送事業を実施する事業者の新規参入を促進及び支援します。また、事業に必要な手続等について、関係機関との調整を図ります。	福祉課 長寿課
3	外出に関する支援として、障がい者タクシー料金助成事業や身体障がい者自動車改造助成事業を実施するとともに、「鉄道・バス・タクシー・航空の運賃、有料道路通行料金」の割引制度周知・啓発をします。	福祉課
4	障がいのある人の学習機会の提供及び外出する機会が増えるよう、団体等が開催した社会見学等の一部費用を助成します。	福祉課
5	障がいのある人が移動しやすいように、横断歩道や人通りの多い歩道の段差の解消や視覚障がい者誘導ブロックを整備します。	土木課
6	道路新設時などに、車いすがすれ違えることができる幅の歩道整備を行います。	土木課
7	新設の公共施設については障がい者等に配慮して計画していきます。既存の公共施設については、改修時に合わせてバリアフリー化を実施していきます。	各施設管理担当課 (生涯学習課) (長寿課)
8	障がい者等があらゆる施設を円滑に利用できるように、愛知県人にやさしい街づくりの推進に関する条例の周知・啓発や民間の施設建築時において、協力を呼びかけます。	都市計画課
9	障がいのある人の移動の利便性向上に向けた取組について検討します。	福祉課 長寿課 安心安全課 政策秘書課
10	「Nーバス」を障がい者の外出時の交通手段として利用してもらえるよう、車両の車いす対応、料金の障がい者割引制度の導入やわかりやすい案内などにより利用促進に努めます。	安心安全課

施策項目 3

わかりやすい情報発信とコミュニケーション

●● 事業内容 ●●

No.	事業内容	関係課
1	障がい福祉の制度等をよりわかりやすく周知するために福祉ガイドを発行します。	福祉課 長寿課 子ども家庭課
2	障がいのある人が情報を入手しやすいようなホームページ等をつくります。	福祉課
3	視覚障がい等を有している人が広報紙の情報が入手しやすいよう、平成29年8月号からボランティア団体と協働して、声の広報を提供しており、今後も継続していきます。	情報課
4	障がい等により意思疎通が困難な方に対して、障がいの特性に応じた支援ができるよう、手話通訳、要約筆記、代筆、代読、筆談などの支援を行います。また、意思疎通を支援する人材の育成や環境整備に努めます。	福祉課

6 障がいの理解促進、差別解消、権利擁護支援

障がいのある人が住み慣れた地域の中で安心して暮らしていくためには、互いにその人らしさを認め合いながら共に生きる社会をつくることが大切です。そのため、障がいや障がいのある人に対する理解を深め、支え合う地域づくりを推進します。

また、障がいのある人が障がいによって権利の侵害や不利益を被ることがないように、差別の解消や権利擁護の取り組みの充実を図るとともに、虐待の防止と早期発見・早期対応を推進します。くわえて、必要な人に必要な情報や支援が届くよう、様々な手段による情報提供の発信に努めます。

施策項目 1

障がいの理解と障がいを理由とする差別の解消

●● 事業内容 ●●

No.	事業内容	関係課
1	障害者差別解消法に基づき、障がいを理由とした差別や虐待を受けることがないように、障がいのある人に対する理解促進のための啓発活動に努めていきます。また、行政は障がいのある人への合理的配慮を実施するとともに、民間事業所等に対しても協力を求めています。	福祉課
2	市職員等を対象に、障がいのある人への配慮、適切な対応について理解するための研修会等を実施します。	人事課 福祉課
3	各種選挙の投票時において、障がいのある人に配慮した投票所運営をしていきます。	行政課
4	障がい者差別解消の促進するため、関係機関の連携を図ります。また、パンフレット等を活用して周知啓発に努めます。	福祉課
5	高次脳機能障がいや強度行動障害について、理解や啓発などを進めるための情報発信の充実を図るなど、必要な支援につながるための取組を行います。	福祉課
6	援助や配慮を必要としている人が周囲に知らせ、援助を得やすくするためのヘルプマークの普及に努めます。	福祉課
7	身体障がい者の自立を介助する補助犬に対する理解が不足しているため、身体障害者補助犬（介助犬）の一層の理解促進、普及・啓発に努めます。	福祉課

施策項目 2

権利擁護に関する支援

●● 事業内容 ●●

No.	事業内容	関係課
1	尾張東部権利擁護支援センターと連携し、成年後見制度について周知を図り、成年後見制度を必要としている人の中で、障がいにより財産管理や契約行為に支援が必要な方に対して、市長申し立てによる制度利用を支援をしていきます。	福祉課 長寿課 権利擁護支援センター
2	「障害福祉サービス等の提供に係る意思決定支援ガイドライン」の普及を図り、日常生活や社会生活において障がい者の意思が反映されるよう、意思決定支援の質の向上を図ります。	福祉課
3	虐待を受けた時や緊急時に避難するための居室の確保を実施し、被虐待者等の安全対策を図ります。	福祉課

7 防災・防犯

近年、地震や台風、大雨による、自然災害の多発がみられる中、災害発生時に支援を必要とする人への対応が喫緊の課題となっています。障がいのある人が安心して暮らすことができるよう、日頃からのつながりや地域住民と協力した支援方策、障がいのある人の避難訓練への参加などを促進します。

また、緊急時に聴覚や発話に障がいのある人でも119番通報することができるシステムの周知・啓発を図り、緊急時への対応を充実します。

施策項目

防災及び緊急時の支援の充実

●● 事業内容 ●●

No.	事業内容	関係課
1	災害時に障がいのある人の避難支援ができるよう、避難行動要支援者名簿への登録を推進します。	福祉課 安心安全課
2	市内の福祉施設と協定を結び、要支援者の緊急避難先を確保します。	福祉課 安心安全課
3	障がいのある人の緊急避難先を各小学校区に設置するとともに、避難所等で障がいのある人の対応・支援ができるよう、支援マニュアルを作成します。	福祉課 安心安全課
4	障がいのある人、その支援施設、地域住民が協働した避難訓練を実施します。	安心安全課 福祉課
5	障がいのある人が避難所で安心して生活できるよう、障がいの特性に配慮したスペースの確保等、福祉的な視点での避難所整備に努めていきます。	安心安全課 福祉課
6	聴覚や言語に障がいのある人は、緊急時の通報が困難となっているため、スマートフォンなどで通報できる緊急通報システム「NET119」の普及・啓発に努めます。	安心安全課
7	聴覚障がい等がある人が文字による対話形式で通報を行うことができるWEB110システムの普及に努めます。	福祉課

第 4 章

長久手市第 6 期障がい福祉計画

1 基本的方向性

第6期長久手市障がい福祉計画は、障害者総合支援法第88条に基づき策定するもので、障害福祉サービスに関する具体的な数値目標等を定める計画です。障害者基本法における理念や、長久手市障がい者計画における理念を踏まえ、次の4つを基本的な方向性として掲げ、その推進を図ります。

また、数値目標等は、国の基本指針を踏まえるとともに、本市における過去の実績と地域の実情を考慮し、令和5年度を目標年度として設定します。

【1】障がいのある人の自己決定の尊重と意思決定の支援

地域共生社会の実現に向け、障がいのある人が可能な限り、自らの意思決定による支援を受けられるように配慮するとともに、自立と社会参加が図られるよう、サービス等の提供体制の整備を進めます。

【2】障がいの種別にかかわらずサービス等の提供

サービス等の提供にあたっては、身体障がい、知的障がい、精神障がい（発達障がい及び高次脳機能障がいを含む。）、難病等の障がい種別にかかわらず、必要な時に適切なサービスを受けられるよう、サービス等の提供体制の確保に努めます。

【3】課題に対応したサービス提供体制の整備

障がいのある人の自立支援の観点からその人の課題に対応したサービス提供体制を整え、地域全体で支えていくための提供体制の整備に努めます。

地域生活支援の拠点等の整備に当たっては、障がいの重度化や家族の高齢化による「親亡き後」を見据えて機能の強化に努めます。

また、あらゆる人が共生できる地域を目指し、差別や偏見がなく、安心して自分らしい暮らしをすることができるよう地域包括ケアシステムの構築を進めます。

【4】障がいのある人の社会参加を支える取り組み

障がいのある人が、その個性や能力を発揮し、地域社会におけるさまざまな活動に参加し、交流できるよう、参加のきっかけづくりや活動の場の情報周知、自身で取り組む際のお手伝いなどの機会の確保・支援に努めます。

2 計画の成果目標

(1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行

① 国の指針

●● 福祉施設の入所者の地域生活への移行における国の指針 ●●

項目	内容
地域移行者数	令和元年度末時点の施設入所者数の6%以上が地域生活へ移行することを基本とする。
施設入所者数の削減	令和5年度末の施設入所者数を令和元年度末時点の施設入所者数から1.6%以上削減することを基本とする。

② 本市の目標設定

●● 福祉施設の入所者の地域生活への移行における本市の目標設定 ●●

	項目	数値	内容
実績	施設入所者数 (令和元年度末)	12人	令和元年度末時点の施設入所者数。
目標	地域移行者数 (令和5年度末)	1人	令和元年度末の全施設入所者数のうち、グループホーム等へ移行する人数
	施設入所者数の削減 (令和5年度末)	1人	令和元年度末の全施設入所者数から減少する人数

(2) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

●● 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築における本市の活動指標設定 ●●

	項目	令和5年度の目標値
目標	保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数	1回／年度
	保健、医療及び福祉関係者による協議の場への関係者の参加者数	20人
	保健、医療及び福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数	1回／年度
	精神障害者の地域移行支援の利用者数	1人
	精神障害者の地域定着支援の利用者数	1人
	精神障害者の共同生活援助の利用者数	8人
	精神障害者の自立生活援助の利用者数	0人

（３）地域生活支援拠点等が有する機能の充実

本市の目標設定

●● 地域生活支援拠点等が有する機能の充実における本市の目標設定 ●●

項目		数値	内容
目標	地域生活支援拠点等の確保	1箇所	令和５年度末までに市内又は尾張東部圏域に１箇所確保する。
	地域生活支援拠点等の充実	実施	令和５年度末までに地域生活支援拠点等において、年１回以上運用状況の検証及び検討を実施する。

（４）福祉施設から一般就労への移行等

① 国の指針

●● 福祉施設から一般就労への移行等における国の指針 ●●

項目	内容
一般就労への移行者数	令和元年度の一般就労への移行実績の 1.27 倍以上が令和５年度中に一般就労に移行することを基本とする。
就労移行支援事業	令和元年度の一般就労への移行実績の 1.30 倍以上とすることを基本とする。
就労継続支援Ａ型事業	令和元年度の一般就労への移行実績の概ね 1.26 倍以上とすることを基本とする。
就労継続支援Ｂ型事業	令和元年度の一般就労への移行実績の概ね 1.23 倍以上とすることを基本とする。
就労定着支援事業利用者	令和５年度における就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行する者のうち、７割が就労定着支援事業を利用することを基本とする。
就労定着支援事業の就労定着率	就労定着支援事業所のうち、就労定着率が８割以上の事業所を全体の７割以上とすることを基本とする。

② 本市の目標設定

●● 福祉施設から一般就労への移行等における本市の目標設定 ●●

項目		就労移行者数 (令和元年度末)	就労移行者数 (令和５年度末)	基本指針
目標	一般就労への移行者数	10人	13人	1.27 倍以上
	就労移行支援事業	3人	7人	1.30 倍以上
	就労継続支援Ａ型事業	3人	4人	1.26 倍以上
	就労継続支援Ｂ型事業	4人	2人	1.23 倍以上
	就労定着支援事業利用者	36%	70%	7割
	就労定着支援事業の就労定着率	—	80%	8割以上

（５）相談支援体制の充実・強化等

① 国の指針

●● 相談支援体制の充実・強化等における国の指針 ●●

項目	内容
相談支援体制の充実・強化等	令和５年度末までに、各市町村又は各圏域において、総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化を実施する体制を確保することを基本とする。

② 本市の目標設定

項目		数値	内容
目標	総合的・専門的な 相談支援機関の設置	実施	基幹相談支援センター等の総合的・専門的な相談支援の 実施の有無
	訪問等による専門的な 指導・助言	10 件	地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指 導・助言の実施件数
	相談支援事業者の人材 育成の支援	1 件	地域の相談支援事業者の人材育成の支援件数
	相談機関との連携強化 の取組の実施	100 件	地域の相談機関との連携強化の取組の実施件数

（６）障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

① 国の指針

●● 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築における国の指針 ●●

項目	内容
障害福祉サービス等の質の向上	令和５年度末までに、障害福祉サービス等の質を向上させるための取り組みに関する事項を実施する体制を確保することを基本とする。

② 本市の目標設定

●● 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築における本市の目標設定 ●●

項目		数値	内容
目標	障害福祉サービス等に係る各種研修の活用 (令和5年度)	6人/年	障害福祉サービス等に係る研修への各市町村職員の参加者見込み数。
	障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有 (令和5年度)	1回/年	障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有回数の見込み数。

3 障害福祉サービスの見込みと確保方策

(1) 訪問系サービス

訪問系サービスとは、ホームヘルパー等が障がい者等の居宅等を訪問して介護や家事援助等の必要な援助を行うものをいいます。

●● 事業の概要 ●●

サービス種別	事業の概要
居宅介護	ホームヘルパーを派遣し、居宅において入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する支援を行います。
重度訪問介護	重度の肢体不自由者又は重度の知的障がい若しくは精神障がいにより常時介護を要する障がいのある人に対し、居宅において入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等家事並びに生活等に関する支援や、外出時における移動中の介護等を総合的にを行います。
同行援護	視覚障がいにより、移動に著しい困難を有する障がいのある人等に外出時に同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護等、外出する際の必要な援助を行います。
行動援護	知的障がい又は精神障がいにより行動に困難を有する障がいのある人等で、常時介護を要する人に対し、行動する際に生じ得る危険を回避するために必要な援護、外出時における移動中の介護、排せつ及び食事等の介護等、行動する際の必要な援助を行います。
重度障害者等包括支援	常時介護を要する障がいのある人等であって、介護の必要性が高く、意思疎通を図ることが難しい人に対し、居宅介護、重度訪問介護、行動援護、生活介護、自立訓練、就労移行支援等を包括的にを行います。

●● 実績と見込み ●●

サービス種別	単位	実績		実績見込み	見込み		
		平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
居宅介護	人／月	73	80	84	89	94	100
	時間／月	1,647	1,720	1,778	1,884	1,997	2,117
重度訪問介護	人／月	2	2	3	3	3	3
	時間／月	387	137	281	494	494	494
同行援護	人／月	6	7	7	9	10	10
	時間／月	80	72	39	88	97	106
行動援護	人／月	2	4	7	8	8	9
	時間／月	51	80	79	128	141	155
重度障害者等包括支援	人／月	0	0	0	0	0	0
	時間／月	0	0	0	0	0	0

※実績見込みは令和2年4月から7月の実績から算出

※重度障害者等包括支援は、現時点では見込みないことから現状と同程度で見込みます。

●● 確保方策 ●●

訪問系サービスは、人口増加や施設入所、精神科病院からの地域移行を進めることで、需要が増えることが予想されます。自立支援協議会などにより、事業者相互の連携を支援し、情報の共有や現場のニーズの集約を図ります。

サービスを提供するためには、所定の研修の課程を修了する必要があるため、また、研修により従事する者の知識や技能の向上が期待できるため、県や市などが開催する養成に関する研修などへの積極的な参加を促します。

また、必要に応じて介護保険と障害福祉のサービスを1つの事業所で提供できる「共生型サービス」の参入を働きかけます。

(2) 日中活動系サービス

日中活動系サービスとは、主に日中において、通所等により必要な介護や訓練、支援等を提供するサービスをいいます。

●● 事業の概要 ●●

サービス種別	事業の概要
生活介護	障がい者支援施設等において、常時介護を要する人に対し、日中の入浴、排せつ及び食事等の介助等を行うとともに、創作的活動や生産活動の機会を提供します。
自立訓練（機能訓練）	主に身体障がいのある人に対し、理学療法や作業療法等の身体的リハビリテーションや身体機能の維持、回復等の支援を実施します。
自立訓練（生活訓練）	主に知的障がい又は精神障がいのある人に対し、入浴、排せつ及び食事等に関する自立した日常生活を営むために必要な訓練、生活等に関する相談及び助言等の支援を実施します。
就労移行支援	企業等への就労を希望する障がいのある人に対し、生産活動、職場体験や就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練、求職活動に関する支援、適正に応じた職場の開拓、就職後の職場定着支援等を行います。
就労継続支援（A型）	企業等に就労することが困難な障がいのある人に対し、雇用契約に基づき、生産活動やその他の活動の機会の提供、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練等を行います。
就労継続支援（B型）	年齢や体力面等で一般就労が難しい障がいのある人に対し、雇用契約を結ばずに、就労の機会を提供し、知識・能力の向上のために必要な訓練を行います。
就労定着支援	一般就労へ移行した障がいのある人について、就労に伴う生活面の課題に対し、就労の継続を図るために企業・自宅等への訪問や来所により必要な連絡調整や指導・助言等を行います。
療養介護	病院において医療を必要とし、常に介護を必要とする障がいのある人に対し、日中の機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護、日常生活上の支援を行います。
短期入所 （福祉型、医療型）	介護者の病気やその他の理由により、短期間、夜間も含め、障がい者支援施設、共同生活援助（グループホーム）、宿泊型自立訓練施設等で入浴や排せつ、食事の介護その他必要な支援を行います。障がい者支援施設等において実施する福祉型と、病院、診療所等において実施する医療型があります。

●● 実績と見込み ●●

サービス種別	単位	実績		実績見込み	見込み		
		平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
生活介護	人／月	62	63	64	69	72	75
	人日／月	1,188	1,256	1,253	1,347	1,403	1,460
自立訓練（機能訓練）	人／月	1	0	2	2	2	2
	人日／月	2	0	1	18	18	18
自立訓練（生活訓練）	人／月	2	3	3	3	3	3
	人日／月	23	16	7	33	33	33
就労移行支援	人／月	11	12	21	24	26	30
	人日／月	189	169	320	358	402	451
就労継続支援（A型）	人／月	24	21	20	24	25	27
	人日／月	436	376	364	440	463	487
就労継続支援（B型）	人／月	55	65	66	69	72	75
	人日／月	807	990	1,090	1,138	1,189	1,242
就労定着支援	人／月	1	4	5	6	8	10
療養介護	人／月	2	2	2	2	2	2
短期入所（福祉型）	人／月	14	15	11	20	24	29
	人日／月	56	64	68	86	105	124
短期入所（医療型）	人／月	1	1	1	1	1	1
	人日／月	3	2	1	7	7	7

※実績見込みは令和2年4月から9月の実績から算出

●● 確保方策 ●●

日中活動系サービスは、人口増加や新たな事業所の開所などから、利用が増えることが予想されます。

緊急時を含む多様な短期入所のニーズへの対応が可能となるよう、市内の事業所に短期入所サービスの提供を働きかけるとともに、必要に応じて介護保険と障害福祉のサービスを1つの事業所で提供できる「共生型サービス」への参入を働きかけます。

就労系サービスについては、自立支援協議会やハローワークなど関係機関と連携し、企業等に対して、障がい者雇用の理解促進、職場定着支援等の働きかけを行います。また、事業所への優先発注や業務委託を通して、事業所の受注の機会を拡大し、賃金等向上を支援し、安定した事業運営を図ります。

指定管理事業者により医療的ケアが必要な人の通いの場の確保をするとともに、市内事業所にたいし、強度行動障害支援者養成研修や高次脳機能障害などの支援に関する研修などへの積極的な参加を促し、支援者の増加を図ります。。

自立訓練（機能訓練・生活訓練）や療養介護は、現在、市内に事業所はありませんが、需要に応じたサービスを提供するため、既存事業所との連携し、サービスの提供を図ります。

(3) 居住系サービス・施設系サービス

居住系サービスとは、主に夜間において、施設や共同生活を行う住居で、必要な援助を提供するサービスをいいます。なお、平日の日中においては、通所により日中活動系サービスなどを利用します。

●● 事業の概要 ●●

サービス種別	事業の概要
自立生活援助	一人暮らしに必要な理解力や生活力を補うために、定期的な居宅訪問や随時の対応により必要な支援を行います。
共同生活援助 (グループホーム)	主として夜間において、共同生活を営むべき住居において相談その他の日常生活上の援助を行います。
施設入所支援	主として夜間において、入浴、排せつ及び食事等の介護、生活等に関する相談及び助言、その他の必要な日常生活上の支援を行います。

●● 実績と見込み ●●

サービス種別	単位	実績		実績見込み	見込み		
		平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
自立生活援助	人／月	0	3	0	0	0	0
共同生活援助 (グループホーム)	人／月	16	30	32	44	46	48
施設入所支援	人／月	12	12	12	12	12	11

※実績見込みは令和2年4月から9月の実績から算出

●● 確保方策 ●●

地域移行後や親亡き後の生活の場として、拡充していく必要があります。そのため、社会福祉施設整備補助金等の情報提供や助成金等への推薦等の支援を行い、参入を促進します。

なお、施設入所支援は、見込みのとおり現状維持とします。

(4) 計画相談支援・地域相談支援

相談支援とは、障がい者等、障がい児の保護者又は障がい者等の介護を行う方からの相談に応じ、必要な情報の提供や助言、サービス提供事業者等との連絡調整等を行うほか、サービス等利用計画の作成や地域移行支援、地域定着支援等を行うものです。

●● 事業の概要 ●●

サービス種別	事業の概要
計画相談支援（サービス等利用計画作成）	障害福祉サービスの支給決定を受けた障がいのある人で、計画的な支援を必要とする人に対し、指定相談支援事業者から「指定相談支援」（サービス等利用計画の作成、障害福祉サービス事業者等との連絡調整、契約援助、モニタリング等）を行います。
地域相談支援（地域移行支援）	入所施設や病院に長期入所している障がいのある人等が、地域での生活に移行するための準備に必要な支援を行います。
地域相談支援（地域定着支援）	居宅でひとり暮らしをしている障がいのある人等で、夜間等も含む緊急時における連絡・相談等の必要な支援を行います。

●● 実績と見込み ●●

サービス種別	単位	実績		実績見込み	見込み		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
計画相談支援（サービス等利用計画作成）	人／月	58	64	69	75	81	89
地域相談支援（地域移行支援）	人／月	1	1	0	0	1	1
地域相談支援（地域定着支援）	人／月	1	0	0	0	1	1

※実績見込みは令和2年4月から9月の実績から算出

●● 確保方策 ●●

本市の障害福祉サービス利用者は、年々増加しており、今後も増加が見込まれます。

障がい者基幹相談支援センターを中心に、各事業所が適切なサービス等利用計画が作成できるよう連携強化や助言を行っていきます。

相談支援事業所による相談支援連絡会により、情報の共有・検討を行い、相談支援に携わる人材の専門性を高めるとともに、困難ケースの対応などを通して地域の課題の集約などを図り充実した相談支援体制を構築します。

地域移行支援・地域定着支援においては、障がい者基幹相談支援センターにて、障害者支援施設や精神科病院等に対し、地域移行に向けた普及啓発に取り組みます。また、各相談支援事業所と連携し、地域生活を支えるための体制整備を行い、円滑に地域での生活に移行できるように、検討を進めます。

4 地域生活支援事業の見込みと確保方策

地域生活支援事業は、総合支援法第77条に基づき、自治体が地域の実情や利用者の状況等に応じて柔軟に実施するものです。生活上の相談、手話通訳者等の派遣、日常生活用具の給付、ガイドヘルパーの派遣など、多種にわたり、自立した日常生活や社会生活を営むことができるようすることが目的です。

地域の特性や利用者の状況に応じて柔軟に実施が可能であることから、本計画を推進していく中で生じる新たなニーズや課題に対応した事業や実施体制を随時検討していきます。

(1) 理解促進事業・自発的活動支援事業

●● 事業の概要 ●●

サービス種別	事業の概要
理解促進研修・啓発事業	地域住民への働きかけを強化することにより、障がいのある人等が日常生活及び社会生活を営む上で生じる「社会的障壁」を除去し、共生社会の実現を図ることを目的として、障がいのある人等に対する理解を深めるための研修・啓発事業を行います。
自発的活動支援事業	障がいのある人、その家族等が実施する事業に助成を行うなど、地域における自発的な取組みを支援します。

●● 実績と見込み ●●

サービス種別	単位	実績		実績見込み	見込み		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
理解促進研修・啓発事業	実施状況	無	有	有	有	有	有
自発的活動支援事業	実施状況	無	無	有	有	有	有

(2) 相談支援事業

●● 事業の概要 ●●

サービス種別	事業の概要
相談支援事業	障がいのある人の福祉に関するさまざまな問題に対し、その相談に応じて必要な情報の提供や助言、その他の障害福祉サービスの利用支援等、必要な支援を行います。
障がい者自立支援協議会	相談支援事業をはじめとする地域の障がい福祉に関するシステムづくりに関し、支援体制の中核的な役割を果たす協議の場として設置します。また、就労や福祉サービス等の分野別の専門部会を設置するなど、地域の実情に応じた多様なかたちで開催します。
基幹相談支援センター	基幹相談支援センターと地域の指定特定相談支援事業所が連携を図り、個々のニーズに着目した支援が出来るよう、ケアマネジメント能力の向上に努めていきます。また、基幹相談支援センターが中心となり、障害者の虐待防止の広報・普及・啓発を進めるとともに、福祉事業者等の職員に対し、適切な支援のあり方に関する研修等を実施します。
基幹相談支援センター等機能強化事業	一般的な相談支援事業に加え、特に必要と認められる能力を有する専門的職員（社会福祉士、保健師、精神保健福祉士等）を配置し、相談支援体制の強化を図ります。
住宅入居等支援事業	賃貸借契約による一般住宅への入居を希望しているものの、保証人がいない等の理由により入居が困難な障がいのある人に対し、入居に必要な調整等に係る支援を行うとともに、家主等への相談・助言を行い障がいのある人の地域生活を支援します。
尾張東部権利擁護支援センター	障がいのある人の権利擁護に関する問題について福祉課および市内の相談支援事業所等と連携して必要な支援を行います。成年後見制度に関する広報周知を行い、利用に関する相談、申立て支援および成年後見制度利用開始後の相談対応や関係機関との連携を図ります。

●● 実績と見込み ●●

サービス種別	単位	実績		実績見込み	見込み		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
相談支援事業	か所	3 か所			3 か所		
障がい者自立支援協議会	設置状況	設置済			設置		
基幹相談支援センター	設置状況	設置済			設置		
基幹相談支援センター等機能強化事業	実施状況	実施			実施		
住宅入居等支援事業	実施状況	未実施			実施		

（３）成年後見制度利用支援事業

●● 事業の概要 ●●

サービス種別	事業の概要
成年後見制度 利用支援事業	成年後見制度の利用が有効と認められる知的障がい又は精神障がいのある人に対し、成年後見制度の申立てに要する経費（登記手数料、鑑定費用等）及び後見人等の報酬の全部又は一部を助成します。

●● 実績と見込み ●●

サービス種別	単位	実績		実績見込み	見込み		
		平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
成年後見制度 利用支援事業	人／年	0	1	2	2	2	2

※実績見込みは令和２年４月から９月の実績から算出

（４）成年後見制度法人後見支援事業

●● 事業の概要 ●●

サービス種別	事業の概要
成年後見制度 法人後見支援事業	中核機関である尾張東部権利擁護支援センターと連携して市内での法人後見実施団体の育成に取り組みます。

●● 実績と見込み ●●

サービス種別	単位	実績		実績見込み	見込み		
		平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
成年後見制度 法人後見支援事業	実施状況	実施			実施		

(5) 意思疎通支援事業

●● 事業の概要 ●●

サービス種別	事業の概要
意思疎通支援事業	聴覚・言語機能、音声機能その他の障がいにより意思疎通を図ることに支障のある人等に、手話通訳や要約筆記の方法により、障がいのある人等とその他の人との意思疎通を仲介する手話通訳者や要約筆記者の派遣をします。

●● 実績と見込み ●●

サービス種別	単位	実績		実績見込み	見込み		
		平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
手話通訳者派遣	件／年	13	26	28	30	33	36
要約筆記者派遣	件／年	0	0	0	0	0	0
手話通訳者設置事業	人／年	1	1	1	1	1	1
重度障害者等入院時 コミュニケーション 支援事業	人／年	0	0	0	0	0	0

※実績見込みは令和2年4月から9月の実績から算出

(6) 日常生活用具給付等事業

日常生活上の便宜を図るため、自立生活支援用具等の日常生活用具を給付等行うものです。

●● 事業の概要 ●●

対象用具	
①介護・訓練支援用具	特殊寝台や特殊マットなどの、障がいのある人の身体介護を支援する用具や、障がいのある児童の訓練いす等であって、利用者及び介助者が容易に使用でき実用性のあるものです。
②自立生活支援用具	入浴補助用具や頭部保護帽などの、障がいのある人の入浴、食事、移動等の自立生活を支援する用具であって、利用者が容易に使用でき実用性のあるものです。
③在宅療養等支援用具	電気式たん吸引器や盲人用体温計などの、障がいのある人の在宅療養等を支援する用具であって、利用者が容易に使用でき実用性のあるものです。
④情報・意思疎通支援用具	点字器や人工喉頭等の、障がいのある人の情報収集、情報伝達や意思疎通等を支援する用具であって、利用者が容易に使用でき実用性のあるものです。
⑤排泄管理支援用具	ストマ装具等の障がいのある人の排泄管理を支援する衛生用品であって、利用者が容易に使用でき実用性のあるものです。
⑥居住生活動作補助用具 (住宅改修費)	障がいのある人の居宅生活動作等を円滑にする用具で、設置に小規模な住宅改修を伴うものです。

●● 実績と見込み ●●

サービス種別	単位	実績		実績見込み	見込み		
		平成 30年度	令和 元年度		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
介護・訓練支援用具	件／年	6	3	4	5	6	7
自立生活支援用具	件／年	7	5	7	7	7	7
在宅療養等支援用具	件／年	9	10	11	12	13	15
情報・意思疎通支援用具	件／年	10	3	5	5	5	5
排泄管理支援用具	人月／年	655	729	748	767	786	806
居住生活動作補助用具 (住宅改修費)	件／年	0	0	1	2	2	2

※実績見込みは令和2年4月から9月の実績から算出

(7) 手話奉仕員養成研修事業

●● 事業の概要 ●●

サービス種別	事業の概要
手話奉仕員 養成研修事業	これからも市内で活動する手話通訳者や手話のできるボランティアの養成を目指し、手話技術のレベルに応じた練習機会を継続して提供し、人材の育成を図っていきます。

●● 実績と見込み ●●

サービス種別	単位	実績		実績見込み	見込み		
		平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
手話奉仕員 養成研修事業	人／年	6	2	0	5	5	5

※令和2年度は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止

(8) 移動支援事業

●● 事業の概要 ●●

サービス種別	事業の概要
移動支援事業	屋外での移動が困難な障がいのある人に対し、外出のための支援を行い、地域における自立生活及び社会参加を促します。

●● 実績と見込み ●●

サービス種別	単位	実績		実績見込み	見込み		
		平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
移動支援事業	人／年	46	37	26	47	50	52
	時間／年	3,076	2,112	1,249	2,882	3,026	3,178

※実績見込みは令和2年4月から9月の実績から算出

(9) 地域活動支援センター事業

●● 事業の概要 ●●

サービス種別	事業の概要
地域活動支援センター	地域活動支援センターの基本事業として、利用者に対し創作的活動、生産活動の機会の提供等地域の実情に応じた支援を行います。また、機能強化事業として専門職員を配置するなど地域活動支援センター機能を充実・強化し、障がいのある人等の地域生活支援を促進します。

●● 実績と見込み ●●

サービス種別	単位	実績		実績見込み	見込み		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
地域活動支援センター	人／年	2	4	4	4	5	5
	人日／年	160	398	548	575	633	696

※実績見込みは令和2年4月から9月の実績から算出

(11) 発達障がい児者及び家族等支援事業

●● 事業の概要 ●●

サービス種別	事業の概要
ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の受講者数	ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラムを実施し、障がい児者の家族のスキル向上を図ります。
ペアレントメンター数	発達障がい児の子育て経験のある親が育児経験を活かし、子どもが発達障がいの診断を受けて間もない親からの相談を受けるペアレントメンターの養成を行います。
ピアサポート活動	発達障がいの子をもつ保護者や家族、本人同士等が集まり、お互いの相談や情報交換を行うピアサポート活動を実施します。

●● 実績と見込み ●●

サービス種別	単位	実績		実績見込み	見込み		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等	受講者数／年	0	0	0	5	5	5
ペアレントメンター数	人／年	0	0	0	0	0	1
ピアサポート活動	参加者数／年	0	0	0	5	5	5

実績見込みは令和2年4月から9月の実績から算出

(12) その他の事業（任意事業）

●● 事業の概要 ●●

サービス種別	事業の概要
日中一時支援事業	日中一時的に見守りが必要な障がいのある人に対し、施設等で活動の場を提供します。
訪問入浴サービス事業	地域における身体障がいのある人の生活を支援するため、訪問により居宅において入浴サービスを提供し、身体の清潔の保持、心身機能の維持等を図り、もって福祉の増進を図ることを目的とします。
要約筆記奉仕員養成研修事業	聴覚障がいのある人等との交流活動の促進、市の広報活動などの支援者として期待される、要約筆記に必要な技術等を習得した要約筆記奉仕員を養成研修します。
自動車運転免許取得費助成事業	就労、通院、通学等のため、身体障がいのある人が、自動車教習所で技能を習得し、普通自動車運転免許を取得した場合に、必要な経費の一部を助成します。
身体障がい者用自動車改造費助成事業	就労、通院、通学等のため、身体障がいのある人自らが所有し、運転する自動車を改造する場合、必要な経費の一部を助成します。

●● 実績と見込み ●●

サービス種別	単位	実績		実績見込み	見込み		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
日中一時支援事業	人／年	116	111	92	111	111	111
	人日／年	6,445	6,090	5,062	6,660	6,660	6,660
訪問入浴サービス事業	人／年	0	2	2	2	3	3
要約筆記奉仕員養成研修事業	人／年	2	2	—	2	2	2
自動車運転免許取得費助成事業	人／年	0	0	0	1	1	1
身体障がい者用自動車改造助成事業	人／年	3	0	0	1	1	1

※令和2年度は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止

実績見込みは令和2年4月から9月の実績から算出

●● 確保方策 ●●

支援を必要としている人に必要な支援が届くよう、利用の実績、人口増加を踏まえ、各事業の充実を図るとともに、広く市民への制度周知を進めていきます。

移動支援事業の需要は、増加することが見込まれるため、市独自の従事者養成研修を実施し、提供者を確保します。

「日中一時支援事業」「地域活動支援センター事業」「移動支援事業」「訪問入浴事業」の利用について、サービス提供ができるよう確保しつつ、適切な支援が行えるよう指定要件等の確認や制度整備に努めていきます。

日常生活に使用する用具が滞りなく支給できるよう、提供事業者と市が連携し適切な支給に努めます。

第 5 章

長久手市第 2 期障がい児福祉計画

1 計画の成果目標

第2期長久手市障害児福祉計画は、児童福祉法第33条の20に基づき策定するもので、障害児通所支援等の提供体制の確保等に関する計画となります。障害者基本法における理念や、長久手市障がい者計画における理念を踏まえ、次の4つを基本的な方向性として掲げ、その推進を図ります。

また、数値目標等は、国の基本指針を踏まえるとともに、本市における過去の実績と地域の実情を考慮し、令和5年度を目標年度として設定します。

【1】（仮称）こどもの発達相談室・児童発達支援センターの設置

出生から就園、就学、就業へと切れ目のない療育支援体制の整備及び保健・医療・福祉・保育・教育といった関係機関との連携強化を目的とした「（仮称）こどもの発達相談室」を設置します。乳幼児期からの児童の発達に関する専門相談窓口の充実、早期療育へのつなぎを行います。

また、障がいのある児童が療育を受けられるよう児童福祉法に基づく障害児通所支援施設として児童発達支援センターを設置します。

【2】保育所等訪問支援を利用できる体制の構築

保育所等を利用中の障がいのある児童に対して、保育所等における集団生活の適応のための専門的な支援を必要とする場合に、訪問支援を行います。障がいのある児童に対して他の児童との集団生活への適応のための専門的な支援を行うとともに、当該施設職員に対しても障がいのある児童の特性に応じた支援内容や関わり方についての助言等を行います。

【3】重症心身障がい児のための支援体制の整備

重症心身障がい児が身近な地域で児童発達支援や放課後等デイサービス等の障害児通所支援が受けられるよう、地域における課題の整理や地域資源の開発等を行いながら、圏域でのサービス提供体制を整備します。

【4】医療的ケアを必要とする児童のための協議の場の設置及びコーディネーターの配置

医療的ケアを必要とする児童が、地域において必要な支援を円滑に受けることができるよう、保健、医療、障がい福祉、保育、教育その他関係機関との連携を図るための協議の場を設置します。

また、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置します。

2 計画の成果目標

(1) 障がい児支援の提供体制の整備等

① 国の指針

令和5年度末における成果目標の設定を以下の通りとする。

●● 障がい児支援の提供体制の整備等における国の指針 ●●

項目	内容
児童発達支援センターの設置	令和5年度末までに、児童発達支援センターを各市町村又は各圏域に少なくとも1か所以上設置することを基本とする。
保育所等訪問支援の実施	令和5年度末までに、各市町村において、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築することを基本とする。
主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保	令和5年度末までに、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村又は各圏域に少なくとも1か所以上確保することを基本とする。
医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置及びコーディネーターの配置	令和5年度末までに、各市町村又は各圏域において、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けるとともに、医療的ケア児に関するコーディネーターを配置することを基本とする。

② 本市の目標設定

本市では、以下の通り目標を設定します。

●● 障がい児支援の提供体制の整備等における本市の目標設定 ●●

	項目	数値	内容
実績	児童発達支援センターの設置 (令和元年度末)	未設置	令和３年度中の設置に向けた準備を行いました。
	保育所等訪問支援の実施 (令和元年度末)	未整備	保育所等訪問支援を利用できる体制整備のための検討を行いました。
	主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保 (令和元年度末)	未整備	主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を圏域に確保するための検討を行いました。
	医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置及びコーディネーターの配置 (令和元年度末)	設置 ３人	医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場を設置しました。医療的ケア児等コーディネーターは母子保健分野、障がい福祉分野に計３人配置しました。
目標	(仮称) こどもの発達相談室・児童発達支援センターの設置 (令和５年度末)	各１か所設置	令和３年度末までに市内に各１か所設置します。
	保育所等訪問支援の実施 (令和５年度末)	圏域に１か所整備	令和５年度末までに圏域に保育所等訪問支援事業所を１か所整備します。
	主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保 (令和５年度末)	圏域に１か所整備	令和５年度末までに圏域に主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を１か所整備します。
	医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置及びコーディネーターの配置 (令和５年度末)	連携強化 ４人配置	平成３０年度末に医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場を設置しましたが、活動ができていなかったため、障がい者自立支援協議会の中で再検討を行い連携を強化します。 医療的ケア児等コーディネーターは母子保健分野、障がい福祉分野に継続して配置されるよう計画的に研修の受講を進めていきます。

3 障がい児へのサービスの見込みと確保方策

(1) 障害児通所支援

●● 事業の概要 ●●

サービス種別	事業の概要
児童発達支援	就学前の障がいのある児童に日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練を行います。 ●● 確保方策 ●● 就学前の障がいのある児童に対する通所サービスのニーズは年々増加しています。発達が気になる時期からスムーズに専門機関につないだ後、療育が必要な児童が地域で必要な支援が受けられるよう、児童発達支援センターの整備を予定しています。
医療型児童発達支援	就学前の上肢、下肢または体幹機能に障がいのある児童に、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練及び治療を行います。 ●● 確保方策 ●● 本市には、医療型児童発達支援を実施する事業所がないため、圏域内の医療型児童発達支援を実施する事業所と連携し、利用者の通所先を確保する予定です。
放課後等デイサービス	就学中の障がいのある児童に、授業の終了後又は夏休み等の長期休暇中に、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進等を行います。 ●● 確保方策 ●● 放課後等デイサービスの利用ニーズは年々増加していますが、市内及び近隣の事業所によりサービスの提供ができています。各事業から提供されるサービスの質を確保するため、研修等の機会を広く呼びかけ、事業所同士の意見交換の場を提供します。
保育所等訪問支援	障害児通所支援施設で指導経験のある児童指導員や保育士が、保育所等を訪問し、障がいのある児童や保育所等のスタッフに対し、集団生活への適応のための専門的な支援等を行います。 ●● 確保方策 ●● 保育所等訪問支援は、障がいのある児童が地域社会で他の児童と変わらず生活するために非常に重要な事業です。（仮称）こどもの発達相談室、児童発達支援センター、障がい者基幹相談支援センター、各児童の所属先と連携して事業を実施していきます。

サービス種別	事業の概要
居宅訪問型児童発達支援	重度の心身障がいがある就学前児童であって、児童発達支援等の障害児通所支援を受けるために外出することが著しく困難な児童に、居宅を訪問し日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与等の支援を行います。 ●● 確保方策 ●● 平成３０年度から新たに整備された事業ですが、本市や近隣でも居宅訪問型児童発達支援を実施する事業所がありません。重症心身障害児等の重度の障がいがあり支援を受けるための外出が著しく困難な児童への支援について関係機関と検討を行っていきます。
障害児相談支援	障がいのある児童が障害児通所支援（児童発達支援・放課後等デイサービスなど）を利用する前に障害児支援利用計画を作成し（障害児支援利用援助）、通所支援開始後、一定期間ごとにモニタリングを行う（継続障害児支援利用援助）等の支援を行います。 ●● 確保方策 ●● 障害児通所支援の利用児童数の増加に伴い、障害児相談支援のニーズも増加しています。市内の障害児相談支援事業所と連携し、障害児支援利用計画を作成する担い手を確保します。
医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置	医療的ケアを必要とする児童に関して、他分野にまたがる支援の利用を調整し、総合的かつ包括的な支援の提供につなげるとともに、協議の場に参画し、地域における課題の整理や地域資源の開発等を行いながら、支援のための地域づくりを推進します。 ●● 確保方策 ●● 母子保健分野、障がい福祉分野の職員が計画的に医療的ケア児等コーディネーター養成研修を受講し、医療的ケア児を取り巻く環境の調整を行うコーディネーターを継続的に確保します。

●● 実績と見込み ●●

サービス種別	単位	実績		実績見込み※1	見込み		
		平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
児童発達支援	人／月	43	66	76	101	135	180
	人日／月	388	542	793	1,054	1,409	1,878
医療型児童発達支援	人／月	0	0	0	1	1	1
	人日／月	0	0	0	1	1	1
放課後等デイサービス	人／月	130	151	170	195	223	255
	人日／月	1,561	1,808	2,150	2,466	2,820	3,225
保育所等訪問支援	人／月	1	1	0	1	2	3
	人日／月	1	1	0	1	2	3
居宅訪問型児童発達支援	人／月	0	0	0	0	0	1
	人日／月	0	0	0	0	0	1
障害児相談支援	人／月	24	27	24	26	28	30
医療的ケア児に対する 関連分野の支援を調整 するコーディネーター の配置	人／月	2	3	4	4	4	4
障害児の子ども・子育て 支援等の利用ニーズ の把握及びその提供体 制の整備	保育所 ※2			61	61	61	61
	認定こども園 ※3			0	0	0	0
	放課後児童健全育成事業 (児童クラブ、学童保育所) ※2			6	6	6	6

※1 実績見込みは、令和2年4月1日時点の情報または令和2年4月から9月の実績から算出した数値を掲載しています。

※2 保育所、放課後児童健全育成事業の利用に当たっては、保護者の就労等が要件になることから、「必要な見込量」及び「各年度の目標見込量」の変動が見込まれます。

※3 本市において、認定こども園の設置はありません。

第 6 章

長久手市障がい者権利擁護支援計画

1 計画の概要

（１）計画策定の趣旨

認知症や障がいがあることにより、財産の管理または日常生活に支障がある人を地域で支え合うことが、高齢化の進展によってますます求められる時代において、成年後見制度は、こうした人たちを支える重要な手段であるにもかかわらず、十分に利用されていない状況にあります。

そこで、平成28年4月、成年後見制度の利用促進に関する施策の基本的な方向性を示す「成年後見制度の利用の促進に関する法律」（以下、「促進法」という。）が公布され、促進法に基づく国の「成年後見制度利用促進計画」も策定されました。計画では、必要な人が制度を利用できるよう地域の権利擁護支援体制づくりを進めることとされています。

さらに、平成29年3月には、国において「障害福祉サービス等の提供に係る意思決定支援ガイドライン」が作成され、意思決定支援の定義や意義、標準的なプロセス等が示されました。

これを踏まえ、尾張東部圏域5市1町（瀬戸市、尾張旭市、豊明市、日進市、東郷町及び長久手市）が共同設置する尾張東部権利擁護センター（以下、「センター」という。）において、平成31年3月に「尾張東部圏域成年後見制度利用促進計画（以下「広域計画」という。）」を策定しました。同年4月、センターを中核機関として位置づけ、尾張東部圏域における成年後見制度の利用促進を進めています。

そこで、本市においては、広域計画等を踏まえながら本市の実情に応じた「長久手市障がい者権利擁護支援計画」を策定し、障がいのある人の権利擁護に関する施策を計画的に推進します。

（２）計画の位置づけ

① 法的根拠

成年後見制度利用促進計画は、促進法第14条第1項に定める市町村成年後見制度利用促進計画であり、本市における成年後見制度の利用促進に関する施策の基本的な方向性を定める計画として位置づけられるものです。

<権利擁護とは？>

障がいのある人のそれぞれの生活や場面において、本人がかかえる苦しみや差別的な取扱い、虐待などの人権侵害から、権利を擁護し、侵害された権利の救済を図ることによって、本人が夢や希望、勇気を持ち、生きる力を湧き出させることをいいます。

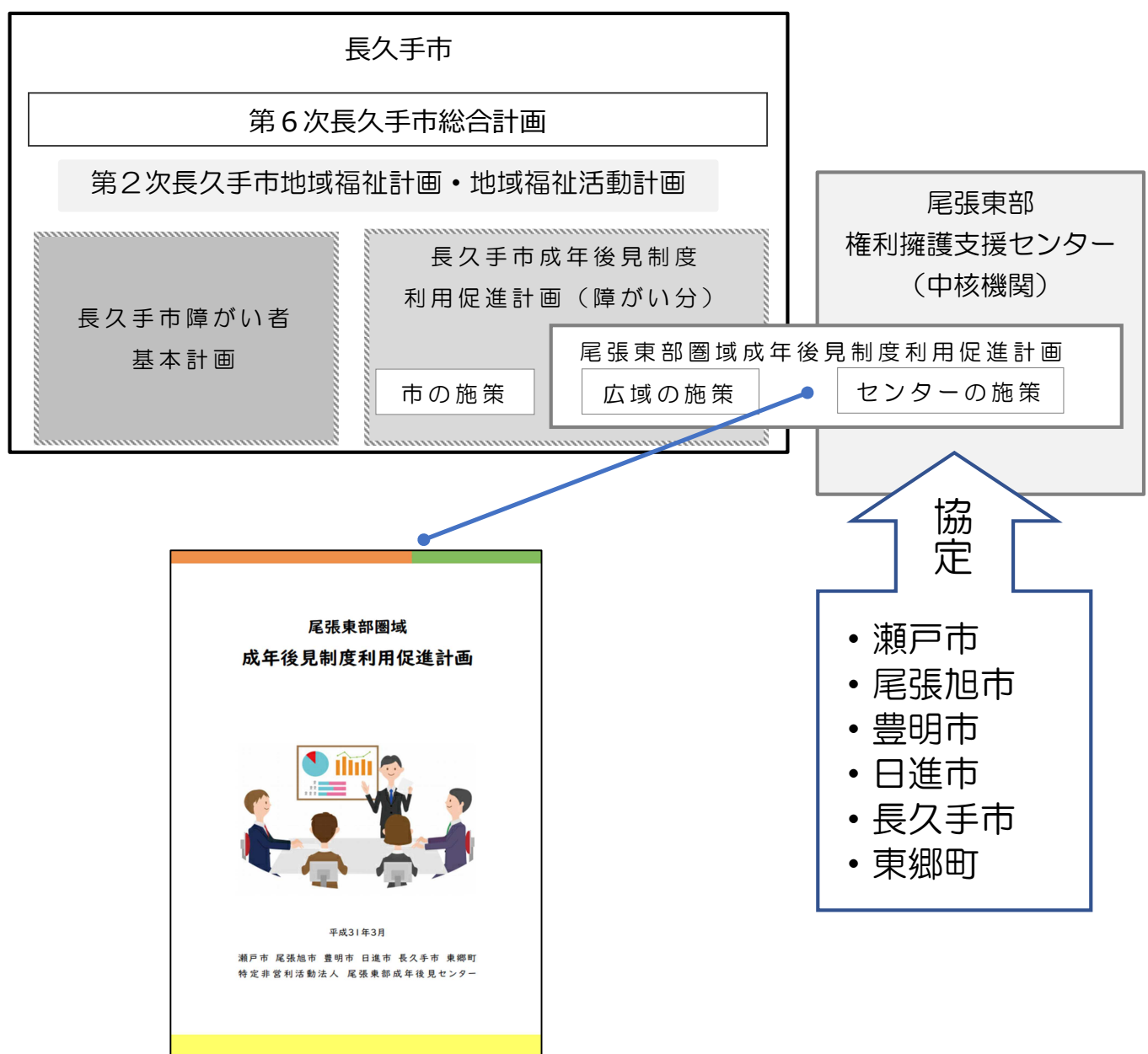
② 他計画との関係

長久手市障がい者権利擁護支援計画は、国の成年後見制度の利用促進に関する法律や方針を踏まえて策定するとともに、尾張東部圏域5市1町で定めた「広域計画」との整合性を図ります。

また、本市の最上位計画である「第6次長久手市総合計画」の部門別計画とし、上位計画である「第2次長久手市地域福祉計画・地域福祉活動計画」をはじめ、「長久手市第4次障がい者基本計画」などとの整合性を図ります。

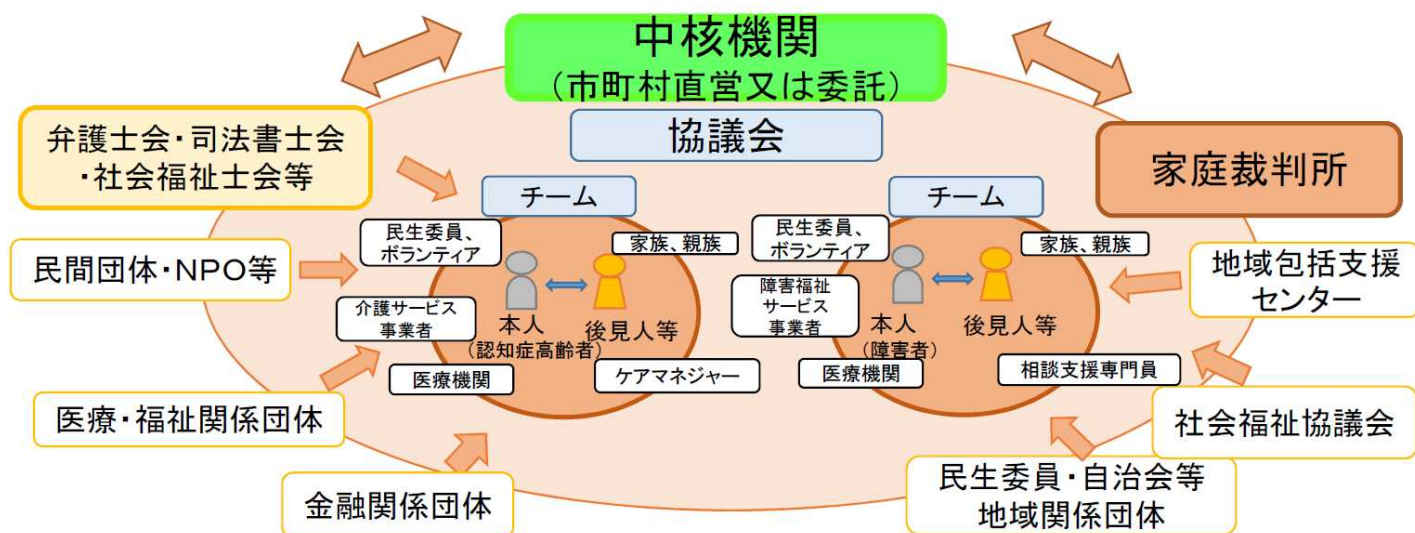
なお、この計画は、障がい者の権利擁護に関する基本的施策をまとめたものです。

■他計画との関係



(3) 地域連携ネットワーク

中核機関や福祉の関係者が協力して個別のチームを支援する「協議会」に家庭裁判所や司法・社会福祉士会なども含めたネットワークで、権利擁護支援の必要な人を発見し、早期に必要な支援につなげる地域連携の仕組みです。



<中核機関とは？>

権利擁護における「地域連携ネットワークの中核となる機関」です。主な役割として、①広報、②相談、③制度利用促進（マッチング、担い手の育成・活動の促進）、④後見人支援があります。また、専門的助言なども行います。

<成年後見制度ってどんなもの？>

認知症、知的障がい、精神障がいなどにより物事を判断する能力が十分でない人について、本人の権利を守る援助者（成年後見人など）を選ぶことで、本人を法的に支援する制度です。

判断能力の程度により3つのタイプがあります（後見・保佐・補助）

成年後見制度は、障がいがあってもいつまでも安心して自分らしく暮らすための制度です。

2 障がいのある人の権利擁護の現状と課題

(1) 長久手市における権利擁護の現状

① 対象者数

令和2年の本市の対象者（療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳所持者）は、平成25年と比較すると約1.72倍となっています。

■成年後見制度対象者数の経年推移（各年4月1日現在）

平成25年	令和2年
381人	655人

資料：ながくての統計

■成年後見制度対象者数の推定（令和2年4月1日現在）

知的障がい	精神障がい	合計
250人	405人	655人

資料：ながくての統計

② 成年後見制度の利用者数

本市の利用者数は、後見類型が最多となっています。なお、平成30年の全国平均と比較すると、後見類型が77.3%（全国平均77.3%）、保佐類型が20.4%（全国平均15.9%）、補助類型2.3%（全国平均4.8%）であり、全国の比率と概ね同程度となっています。

■成年後見制度類型別利用者数（令和元年12月31日現在）※高齢者・障がい者含む

後見類型	保佐類型	補助類型	任意後見	合計
34件 (77.3%)	9件 (20.4%)	1件 (2.3%)	0件 (0%)	44件 (100.0%)

資料：名古屋家庭裁判所

③ 日常生活自立支援事業利用者数（令和元年12月31日現在）

本市の利用者数は、年々増加しております。

■日常生活自立支援事業の利用者数

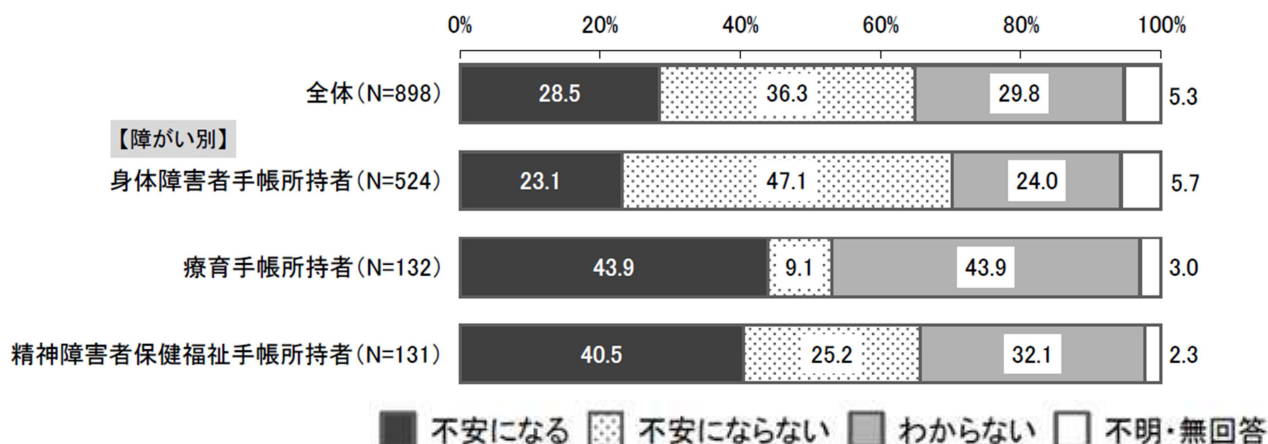
平成27年4月	令和元年12月
8人	20人

資料：長久手市社会福祉協議会

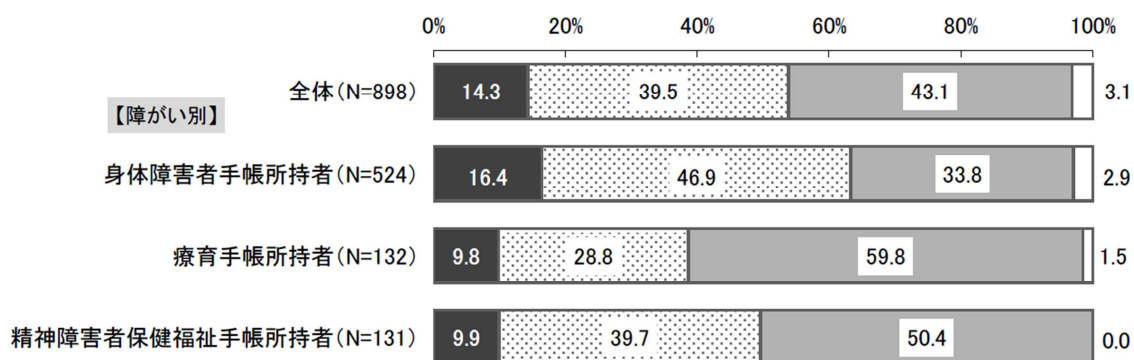
(2) 意識調査からの現状

<当事者へのアンケート調査>

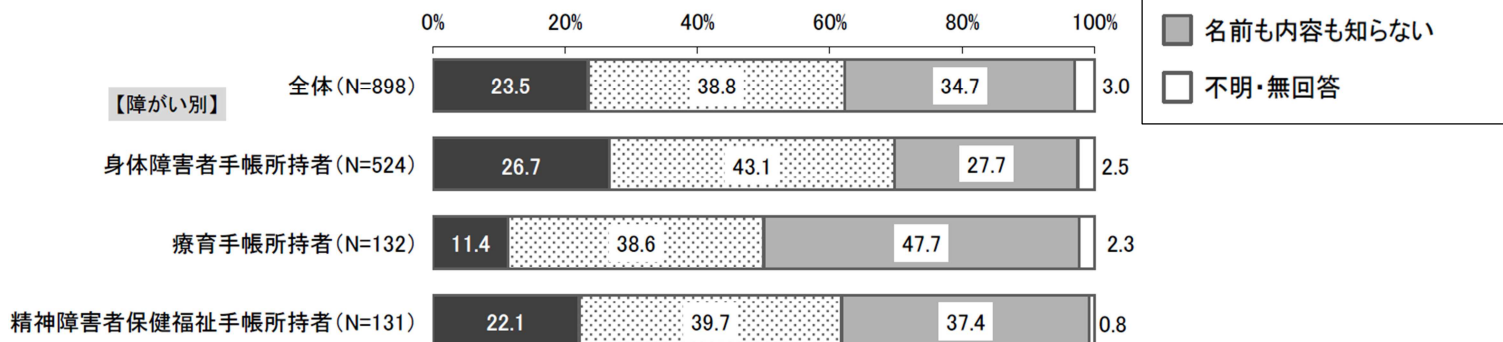
◆ あなたは、自分のお金の管理や契約を結ぶときに不安になることがありますか。



<日常生活自立支援事業の認知率>



<成年後見制度の認知率>



分析

金銭の管理や契約の手続きに不安を感じる人が多数いる一方で、日常生活自立支援事業や成年後見制度の認知率は低く、一層の周知や理解の推進が求められます。

<相談支援員へのアンケート調査>

- ◆ 利用者や家族から差別解消や権利擁護に関する相談を受けたことがありますか。

第1位	金銭管理について（72.7%）
第2位	障がいへの不理解、偏見について（63.6%）
第3位	近隣など地域とのトラブル（36.4%）
第3位	成年後見制度の利用について（36.4%）

- ◆ 支援者の中で金銭管理の支援や福祉サービス等の利用援助が必要な人がいた場合、どのように対応していますか。

第1位	日常生活自立支援事業につなぐ（100%）
第2位	権利擁護支援センターに相談する（63.6%）
第3位	専門機関（法テラス等）に相談する（36.4%）

- ◆ 支援者の中で必要と思われる人に日常生活自立支援事業の案内をしていくうえで、どのような課題がありますか。

第1位	金銭管理やその指導を受けることを嫌がる人が多い（81.8%）
第2位	本人や家族・親族の理解が得られにくい（54.5%）
第3位	適当な申立て人がみつからない（36.4%）

- ◆ 支援者の中で必要と思われる人に成年後見制度の案内をしていくうえで、どのような課題がありますか。

第1位	本人や家族・親族の理解が得られにくい（72.7%）
第1位	申立て費用や後見報酬など金銭的な課題がある（72.7%）
第3位	適当な申立て人がみつからない（36.4%）



 分析

相談支援専門員は、金銭管理や制度の利用についての相談を受けることが多く、専門機関に適切につなげていることがわかりました。

一方で、実際に制度を利用案内をしていくうえで、本人・家族の理解が得られにくいこと、利用に係る費用・報酬について懸念がある等といった課題が多く挙げられ、一層の周知や理解促進が求められています。

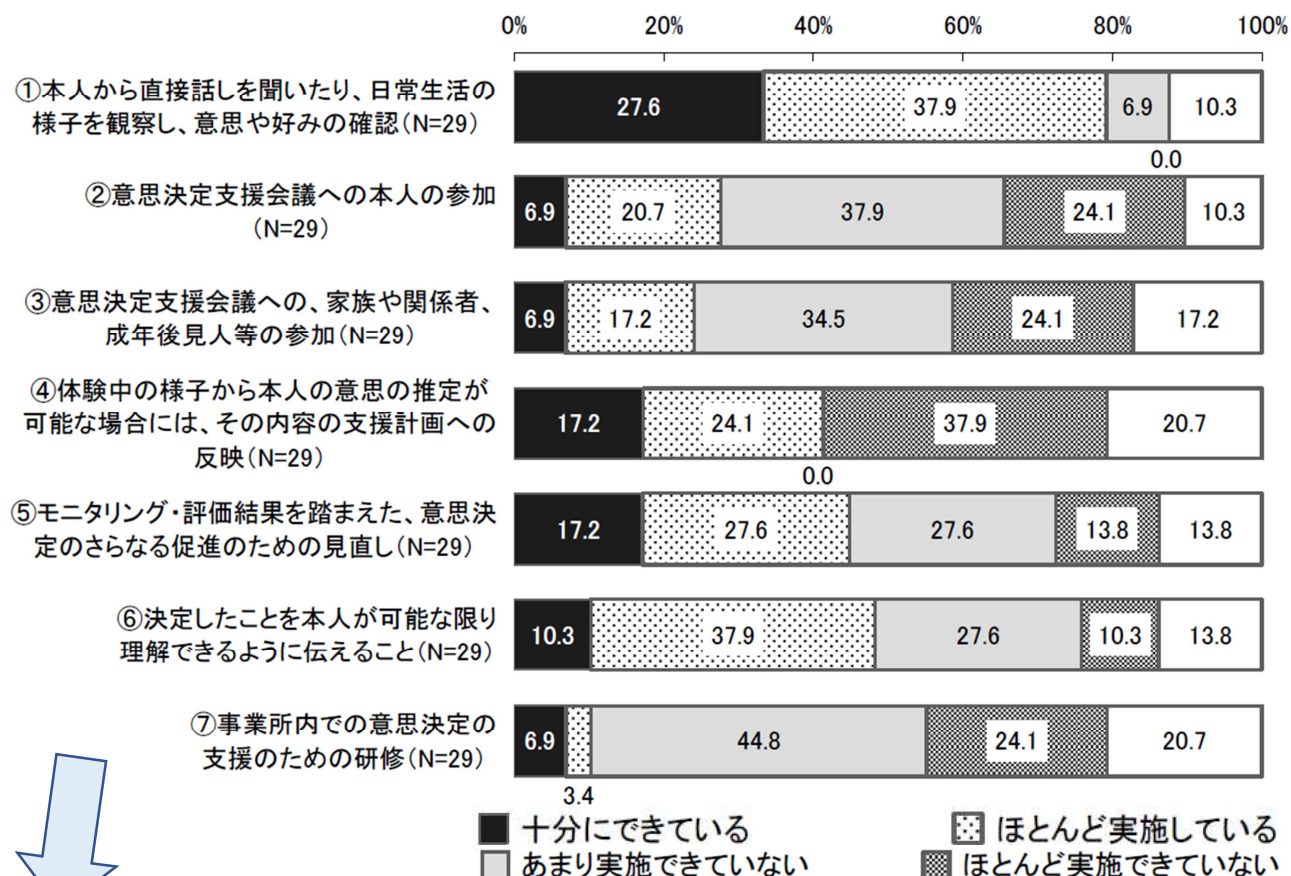
◆ サービス等計画を立案する際の利用者の意思決定の対応状況について教えてください。

※「十分にできている」・「ほとんど実施している」を合算した割合。

① 本人から直接話を聞いたり、日常生活の様子を観察し、意思や好みの確認	81.8%
② 意思決定支援会議への本人の参加	36.4%
③ 意思決定支援会議への、家族や関係者、成年後見人等の参加	9.1%
④ 体験中の様子から意思の推定が可能な場合に、その内容の計画への反映	63.6%
⑤ モニタリング・評価結果を踏まえた、意思決定の促進のための見直し	63.6%
⑥ 決定したことを本人が可能な限り理解できるように伝えること	90.9%
⑦ 意思決定の支援のための研修への参加	18.2%

＜事業所へのアンケート調査＞

◆ 事業所等での利用者の意思決定の対応状況について教えてください。



🔍 分析

本人から話を聞く、様子からの意思・好みの確認などは出来ている一方で、決定したことの説明、モニタリング等を踏まえた見直し、本人・支援者の会議への参加の順にできていない割合が目立ちました。また、意思決定の支援のための研修の参加割合は、高くなく、今後も周知・啓発や研修への参加促進が必要です。

(3) 障がいのある人の権利擁護にあたっての基本的な施策の方向性

① 適切な成年後見制度利用に向けた周知・広報の充実

成年後見制度は、知的障がい、精神障がいによって判断能力が不十分な人を支援するものであり、障がいのある人が増加している本市において、制度に対するニーズは一層高まることが予測されます。

また、意識調査から、金銭の管理や契約の手続きに不安を感じる人が多数いる一方で、日常生活自立支援事業や成年後見制度の認知率は低いこと、本人の権利を守るための制度のはずが、本人・家族などの理解や費用・報酬の懸念から制度に結び付かない人も多くいることが分かったため、今後、一層の周知や理解促進に取り組みます。

② 連携体制の構築

意識調査から、各相談支援専門員は、金銭管理や権利擁護の制度の利用についての相談を受けることが多く、それぞれの専門機関に適切につなげていることが分かりました。また、各事業所において、金銭管理や権利擁護の制度の利用についての相談を受けた場合、必要に応じて相談支援専門員に適切につなげていることが分かりましたが、一方で、虐待などの権利侵害が発生した場合において、「その判断基準やどのような連携を図れば良いか分からない」といった回答も目立ちました。

障がいのある人は、自ら支援を求めることが困難な場合があります。自ら声をあげることが難しい人等に対して、周りの人が気づき、適切に支援をしていく必要があります。そのための体制を構築していきます。

③ 意思決定の支援

相談支援専門員や各事業所への意識調査により、本人から話を聞く、様子からの意思・好みの確認などは出来ている一方で、決定したことの説明、モニタリングなどからの見直し、本人・支援者の会議の参加の順にできていない割合が目立ちました。また、意思決定の支援のための研修の参加割合が高くないこと、研修の開催自体が多くないことから、今後も周知・啓発や研修への参加促進を進めます。

④ 担い手の育成・支援

本市は、今後、権利擁護の支援が必要な人が増えていくことが見込まれることや、親なき後に備え、権利擁護の担い手となる人を育成、支援することが急務です。担い手としての市民後見は、地域の人が身近な立場で後見人となり、地域で支えていこうとする取組のひとつです。しかし、本市の市民後見人養成研修の参加者や研修修了生は多くはないため、今後一層の周知、啓発やバックアップ体制を構築していきます。

3 権利擁護支援の施策

(1) 制度の周知・啓発、担い手の養成

●● 事業内容 ●●

事業名	内容	担当
制度に関する正しい知識の普及	ホームページや窓口等において、権利擁護に関する情報を周知し、正しい知識の普及に努めます。	福祉課
制度に関する講演会等の開催	地域住民向けの研修を開催し、成年後見制度を含む権利擁護に関する広報・啓発のための講演会等を実施します。	センター
制度に関する学習会の開催	地域での早期発見のきっかけとなりうる地域住民や事業所を対象に、成年後見制度の基礎的な知識を学ぶ学習会を開催します。	センター
相談会の実施	成年後見制度に関する専門的な相談ができるよう、権利擁護支援センターの職員による相談会を定期的に実施します。	福祉課 センター
虐待対応に関する知識や技術の向上	虐待対応の知識や技術の向上を目指すため、ケースの助言や、行政、福祉関係者を対象とした研修会を開催します。	センター
市民後見人養成講座	判断能力が十分ではない人の生活を同じ住民という立場から支援し、より身近に寄り添うことができる市民後見人を養成します。	センター
成年後見サポーター養成講座	成年後見制度を理解し、地域で後見業務等を広く支えるサポーターとなる人材を養成するための講座を開催します。	センター
法人後見の推進	法人事業として、市内にある法人が成年後見制度の受任の実施できるように継続的な案内と支援を行います。	福祉課 センター
意思決定の支援	事業所や相談支援専門員などが本人の意思をくみ取り、本人の意思に基づいた支援を行えるようにするための研修を行います。	福祉課 センター 基幹相談支援センター

(2) 困りごとの発見・受け止める体制づくり

●● 事業内容 ●●

事業名	内容	担当
個別訪問調査	療育手帳、精神障害者保健福祉手帳を所持しており、障害福祉サービス等を利用していない方に対し、アンケートを送付し、現状等の確認を行う個別訪問調査を行います。	福祉課
消費生活相談の周知と対応	消費生活相談について周知します。また、消費生活に関する相談に対応するとともに、他の困りごとを抱えている可能性に配慮し、必要に応じて関係部署につなぎます。	悩みごと相談室
相談対応	親族や福祉関係者等から成年後見制度等に関する相談があった場合は速やかに対応するとともに、必要な場合には、権利擁護支援センターへつなぎます。	福祉課
虐待発見時における支援体制の構築	経済的虐待を受けているなど権利擁護支援の必要な人の早期発見、適切な支援へのつなぎ、生活環境の整備などの一連の支援をできるよう支援体制を構築します。	福祉課 センター
市町村長申立ての実施	成年後見等の申立てが困難な人に対して市長申立てを行い、成年後見制度の利用につなぎます。	福祉課
成年後見制度利用支援事業	本人等の財産の状況により、成年後見等の申立てに要する費用や後見人等の報酬を負担することが困難な場合に、これらの費用を助成します。	福祉課
法人後見等受任	虐待等緊急を要するケースや複合的な権利侵害があり、高度な支援が必要な場合は、総合的な支援が行えるよう権利擁護支援センターなどが後見人等となり、後見業務を行います。	センター
日常生活自立支援事業*の実施	判断能力が不十分なことにより日常生活に不安のある知的障がい者、精神障がい者に対して、日常的な金銭管理や事務手続き、書類等の保管などの支援を行います。	社会福祉協議会
個別支援の仕組みづくり	後見等開始後も関係者が話し合って日常的に本人を見守り、継続的に状況を把握し、対応する仕組みを構築します。	福祉課 センター

(3) 地域連携ネットワークの推進

●● 事業内容 ●●

事業名	内容	担当
権利擁護の主導的連携	権利擁護支援の観点から、障がい者自立支援協議会、基幹相談支援センターと継続的な連携を図ります。	福祉課
権利擁護支援の仕組みの構築・推進	虐待案件等の権利擁護支援については、権利擁護支援センターや基幹相談支援センター等と連携して対応します。また、必要時には、専門職等の協力を得るなど、問題の解決に努めます。	福祉課
広域的な地域連携ネットワークの充実	尾張東部の6市町の行政、福祉、司法、医療、保健関係者等によって構成されている「適正運営委員会」において、地域課題の検討、調整、解決に向けて協議を進めます。	福祉課 センター
中核機関の適切な事業運営及び機能強化	中核機関として適切に運営できるよう、職員の体制を充実し、専門的機能の向上・安定的な運営に努めます。 また、中核機関の機能強化に努めます。	福祉課 センター
広域による中核機関の整備	権利擁護支援センターを活用して中核機関の整備を広域レベルで行い、意思決定支援を重視した成年後見制度の利用促進を行います。	福祉課

第 7 章

計画の推進にあたって

1 計画の推進体制

長久手市の障がい福祉施策を推進するためには、市民・障がい関係団体・障がい関係事業者・市の各主体が、情報を共有し、障がい福祉施策に対する理解を深め、協働して取り組むことが重要であることから、以下の組織を活用していきます。

（１）「長久手市障がい者自立支援協議会」の活用

障がい者施策を推進するためには、各主体が共通の認識を持ち、協働して取組みを推進することが重要なことから障害者総合支援法に基づき設置が規定されている「長久手市障がい者自立支援協議会」を活用します。

「長久手市障がい者自立支援協議会」の設置要綱の第２条には下記事項が明記されています。

- ア 市が相談支援事業を委託した場合における受託事業者の中立・公平性を確保するための運営評価等に関すること。
- イ 困難事例への対応のあり方に関する協議及び調整に関すること。
- ウ 地域の関係機関によるネットワーク構築等に向けた協議に関すること。
- エ 地域の社会資源の開発及び質の向上に関すること。
- オ 障がい者基本計画及び障がい福祉計画の策定及び評価に関すること。
- カ 障がい者の差別の解消の推進に関すること。
- キ その他必要と認められる事項

（２）国・県・他市町との連携・協力

障がい福祉施策は、すべての地域や各主体に関わることから、国・県・他市町といった様々な機関と連携・協力します。

（３）庁内の推進体制

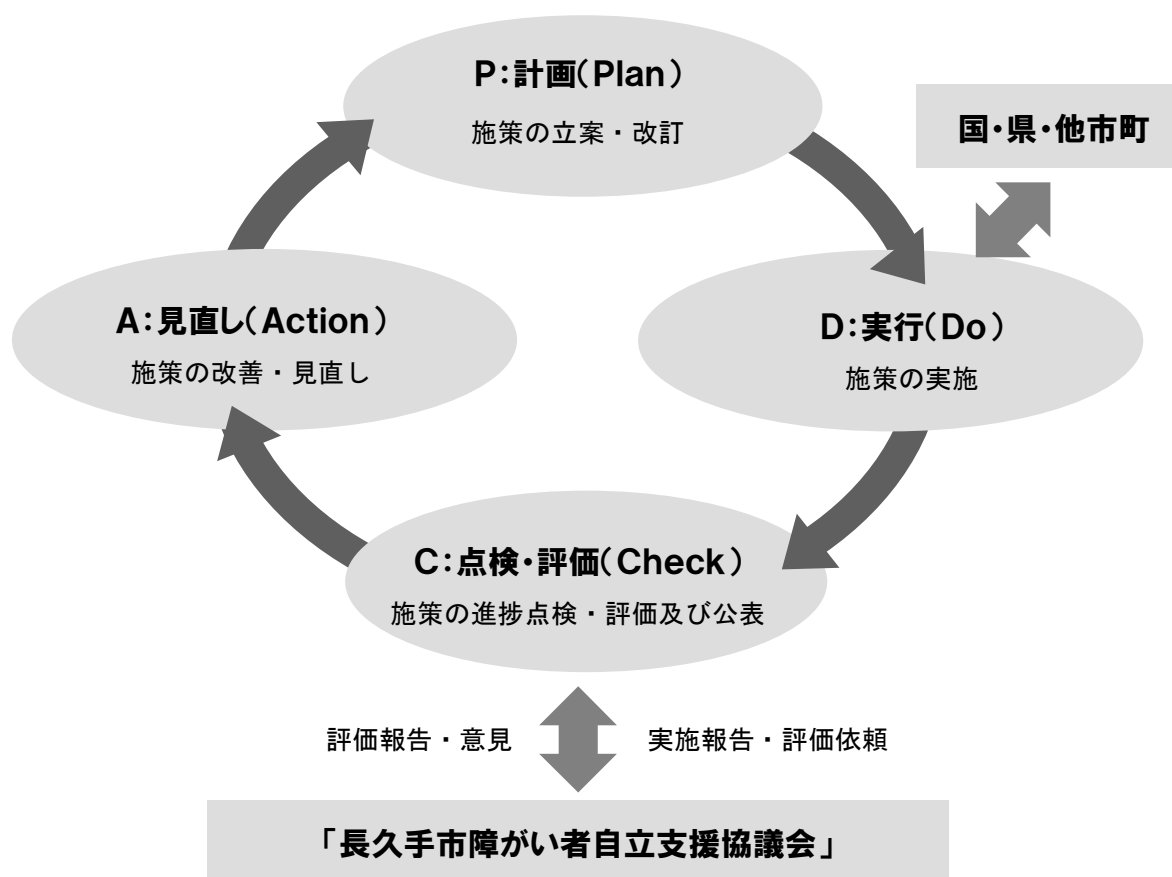
本市では、本計画に基づき、障がい福祉施策を推進していくため、庁内の事務局を通じて関係各課の障がい福祉施策に関する事業・施策の実施状況の把握や情報交換を行うなど、全庁的な取組みを推進します。

2 進行管理と管理手法

本計画に基づく取組みについては、管理サイクル（PDCAサイクル）の手法で評価・報告を行います。障がい福祉施策の取組み状況は、定期的に調査、分析及び評価を長久手市障がい者自立支援協議会で毎年度計画の進捗状況について評価し、計画を推進する上での課題等を明らかにします。

また、協議会からの意見を踏まえ、適宜計画の見直しを行います。

施策の実施状況については、障がい者自立支援協議会からの意見を含めて、市のホームページ等を通じて公表します。



第 8 章

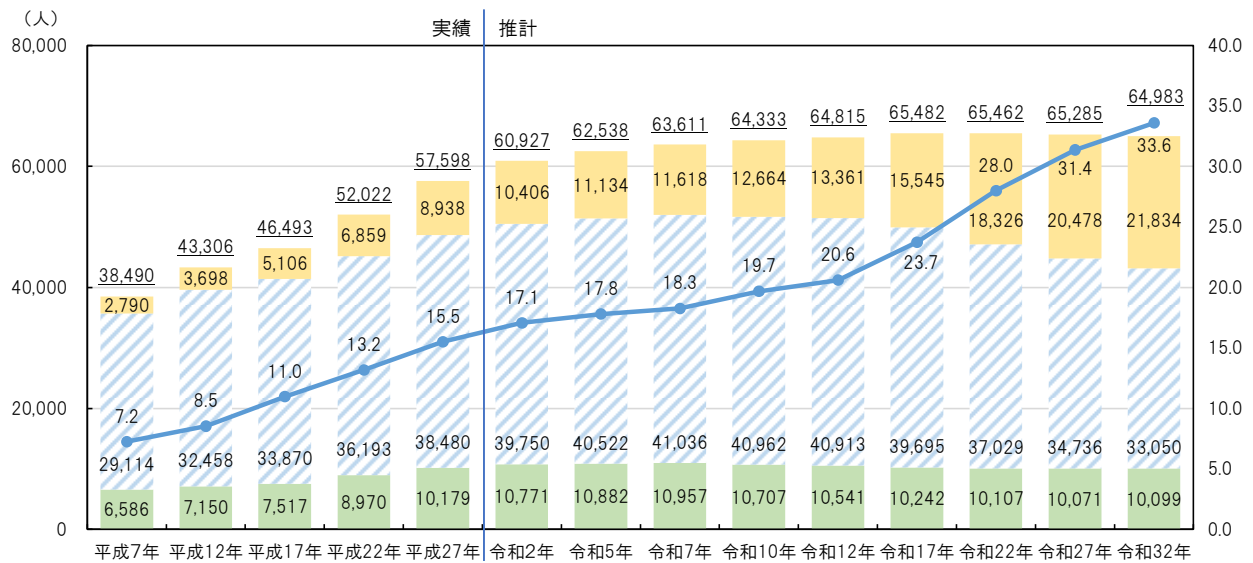
障がいのある人を取り巻く状況

1 統計データの状況

(1) 人口の状況

本市の総人口は増加傾向にあります。年齢3区分別にみると、いずれの世代も増加傾向にあります。総人口は、令和17年まで増加し、その後は減少に転ずると予測されます。

■年齢3区分別人口の推移・推計及び高齢化率の推移



資料：国勢調査

15歳未満人口 15～64歳人口 65歳以上人口 合計 高齢化率

※年齢不詳分を各年齢層に按分。なお、各年齢階級別の値を小数点以下で四捨五入している。

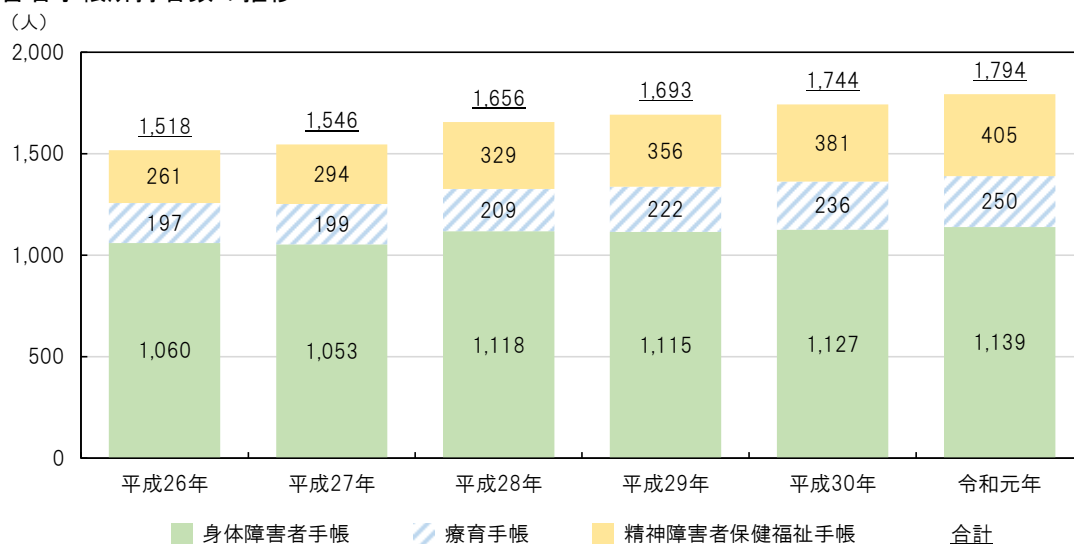
小学校区	全体人口	手帳実人数	身体手帳	療育手帳	精神手帳
長久手小学校	8,505	328	230	54	54
		3.9%	2.7%	0.6%	0.6%
西小学校	7,916	228	138	25	72
		2.9%	1.7%	0.3%	0.9%
東小学校	5,389	172	123	15	38
		3.2%	2.3%	0.3%	0.7%
北小学校	12,811	327	218	55	68
		2.6%	1.7%	0.4%	0.5%
南小学校	11,195	324	211	45	86
		2.9%	1.9%	0.4%	0.8%
市が洞小学校	11,554	287	172	48	80
		2.5%	1.5%	0.4%	0.7%
重複校区	2,129	2	2	0	0

(2) 障がいのある人の状況

① 障害者手帳所持者数の状況

本市の障害者手帳所持者数は、増加傾向にあり、令和元年現在1,794人となっています。手帳別にみると、特に精神障害者保健福祉手帳で大幅に増加しています。

■障害者手帳所持者数の推移

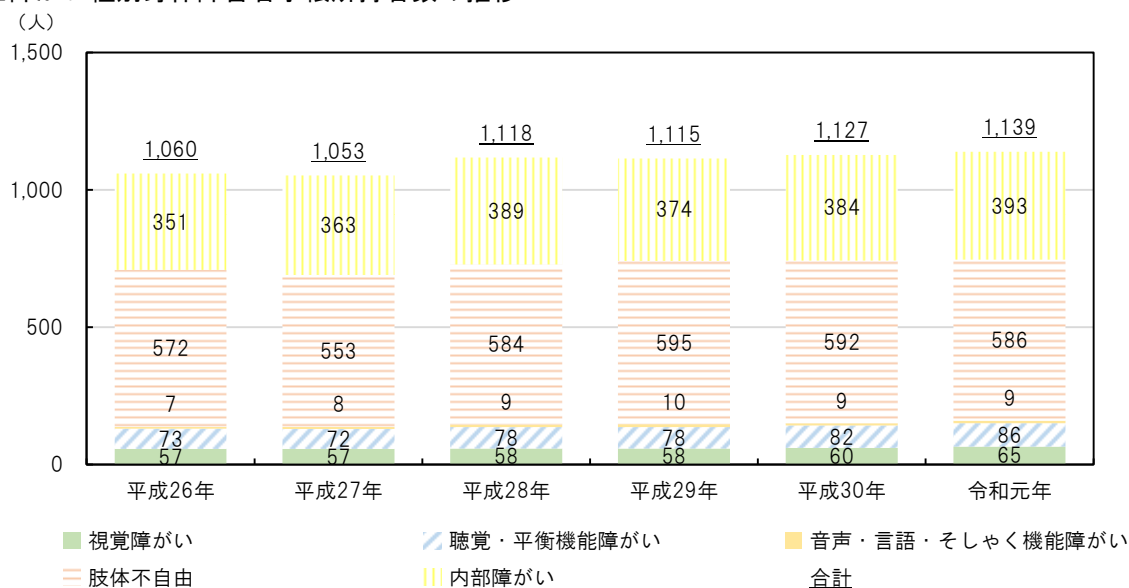


資料：福祉課（各年3月31日現在）

② 身体障害者手帳所持者数の状況

本市の身体障害者手帳所持者数は、増加傾向にあり、令和元年現在1,139人となっています。障がい種別にみると、肢体不自由が最も多く、次いで内部障がいとなっています。

■障がい種別身体障害者手帳所持者数の推移

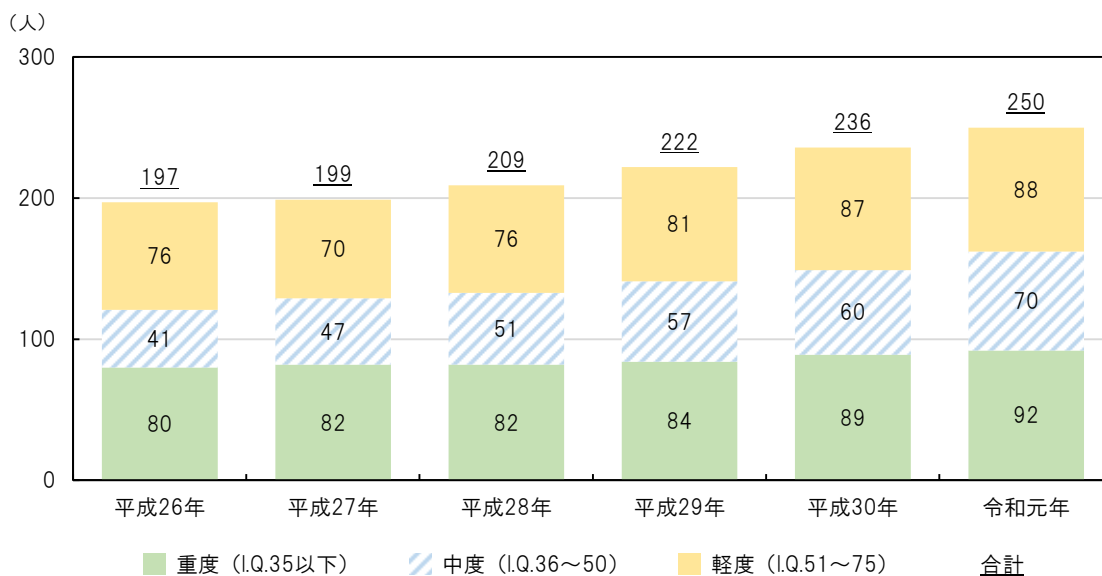


資料：福祉課（各年3月31日現在）

③ 療育手帳所持者数の状況

本市の療育手帳所持者数は、増加傾向にあり、令和元年現在250人となっています。等級別にみると、重度（I.Q.35以下）が最も多くなっています。

■等級別療育手帳所持者数の推移



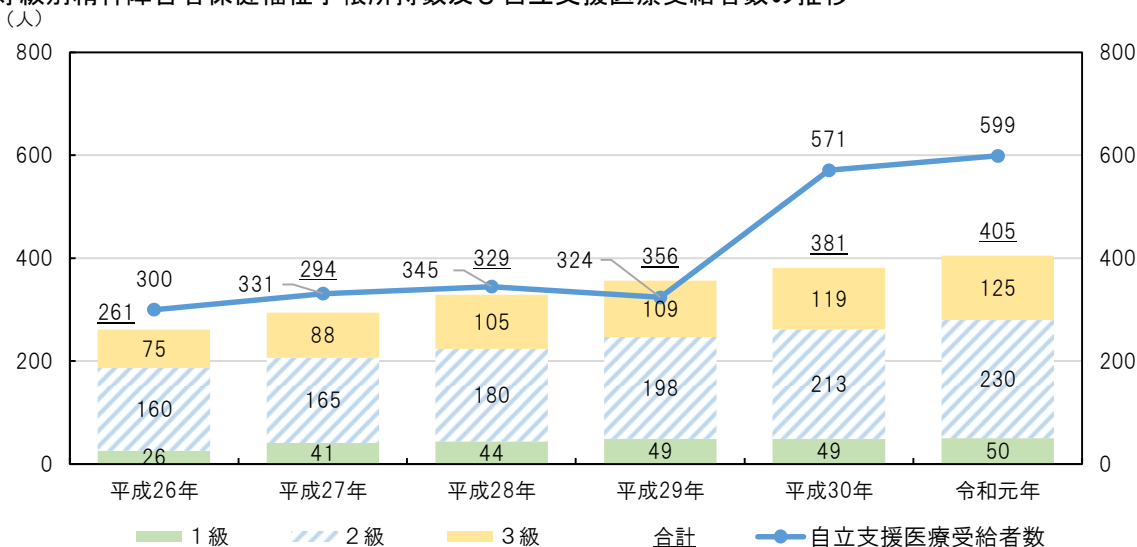
資料：福祉課（各年3月31日現在）

④ 精神障害者保健福祉手帳所持者数の状況

本市の精神障害者保健福祉手帳所持者数は、増加傾向にあり、令和元年現在、405人となっています。等級別にみると、2級が最も多くなっています。

また、自立支援医療受給者数は、増加傾向にあり、令和元年現在599人となっています。

■等級別精神障害者保健福祉手帳所持数及び自立支援医療受給者数の推移



資料：福祉課（各年3月31日現在）

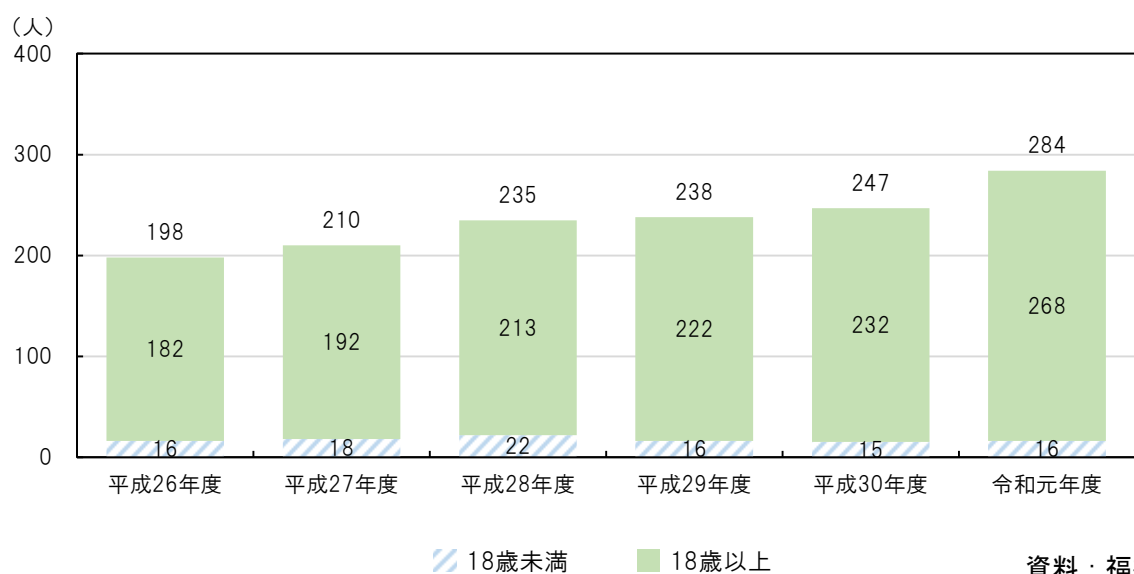
⑤ 福祉サービスの利用状況

本市の福祉サービス利用者数は増加傾向にあり、令和元年現在284人となっています。

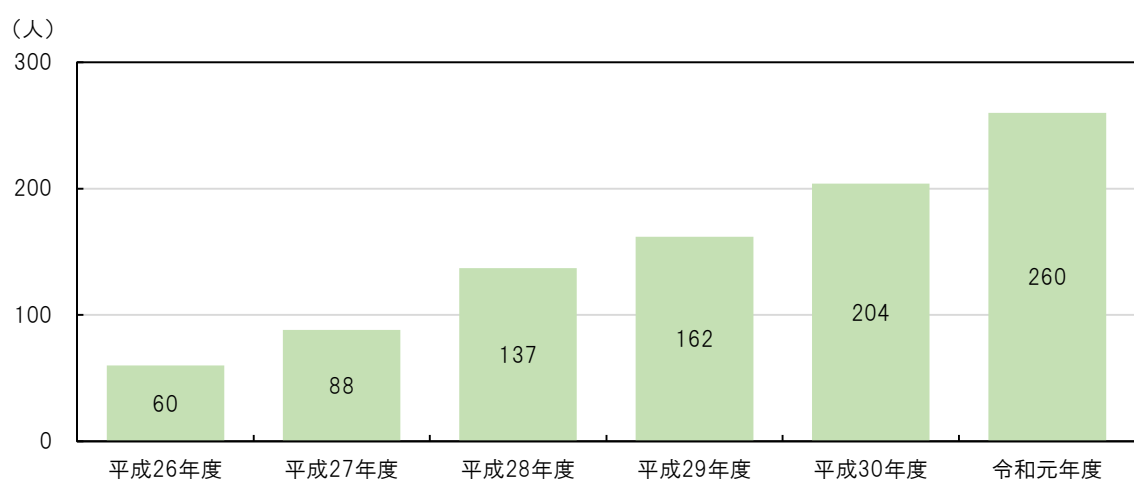
障がい児へのサービス利用者数は、令和元年度には260人と、平成26年度から4倍以上の増加となっています。

地域生活支援事業の利用者数は、18歳未満は減少傾向ですが、18歳以上の利用者数は増加傾向にあります。

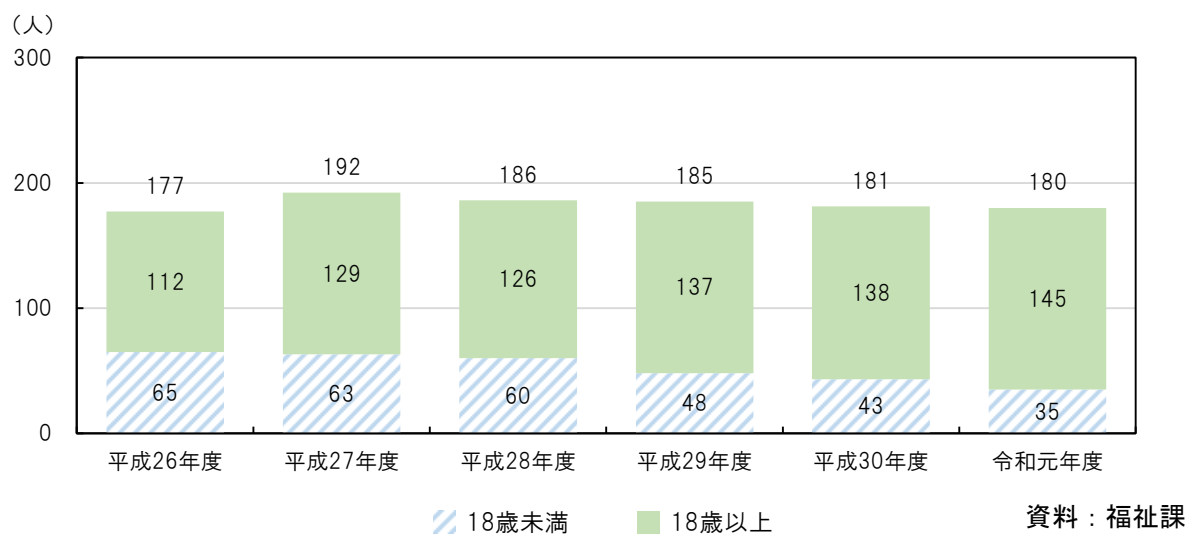
■障害福祉サービス利用者数の推移



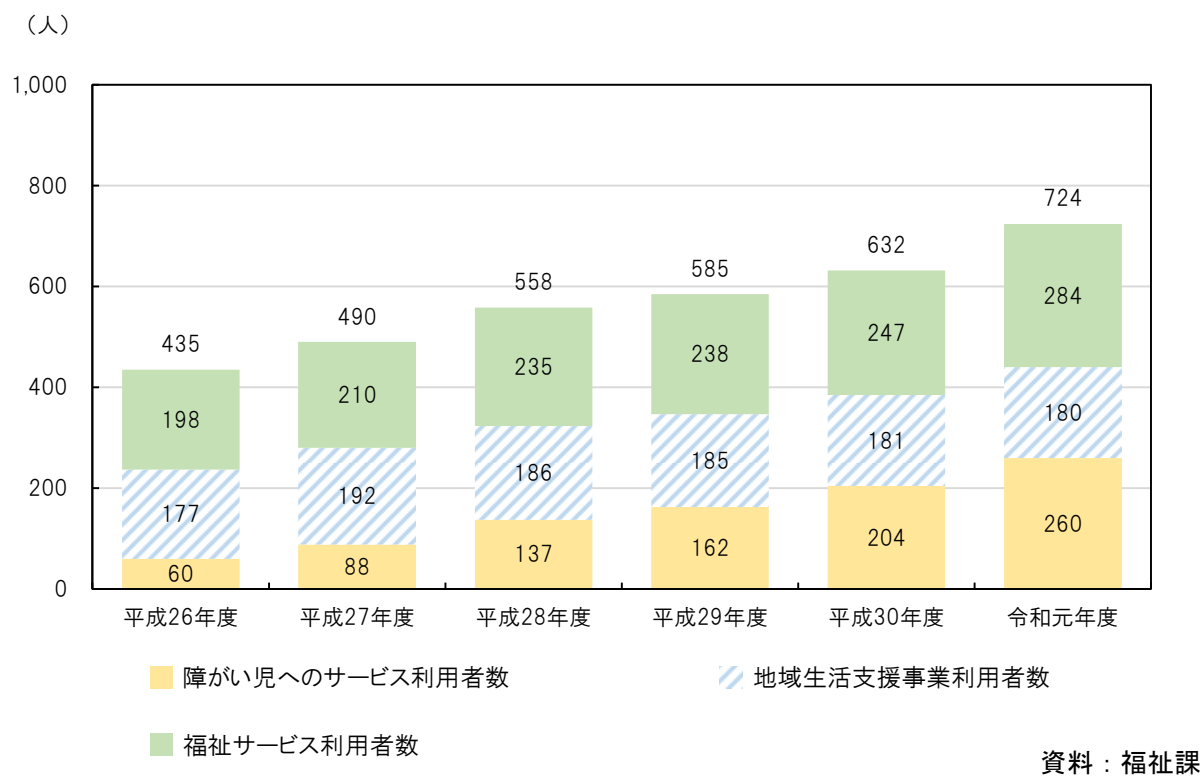
■障がい児へのサービス利用者数の推移



■地域生活支援事業利用者数の推移



■各福祉サービスの利用者数の推移

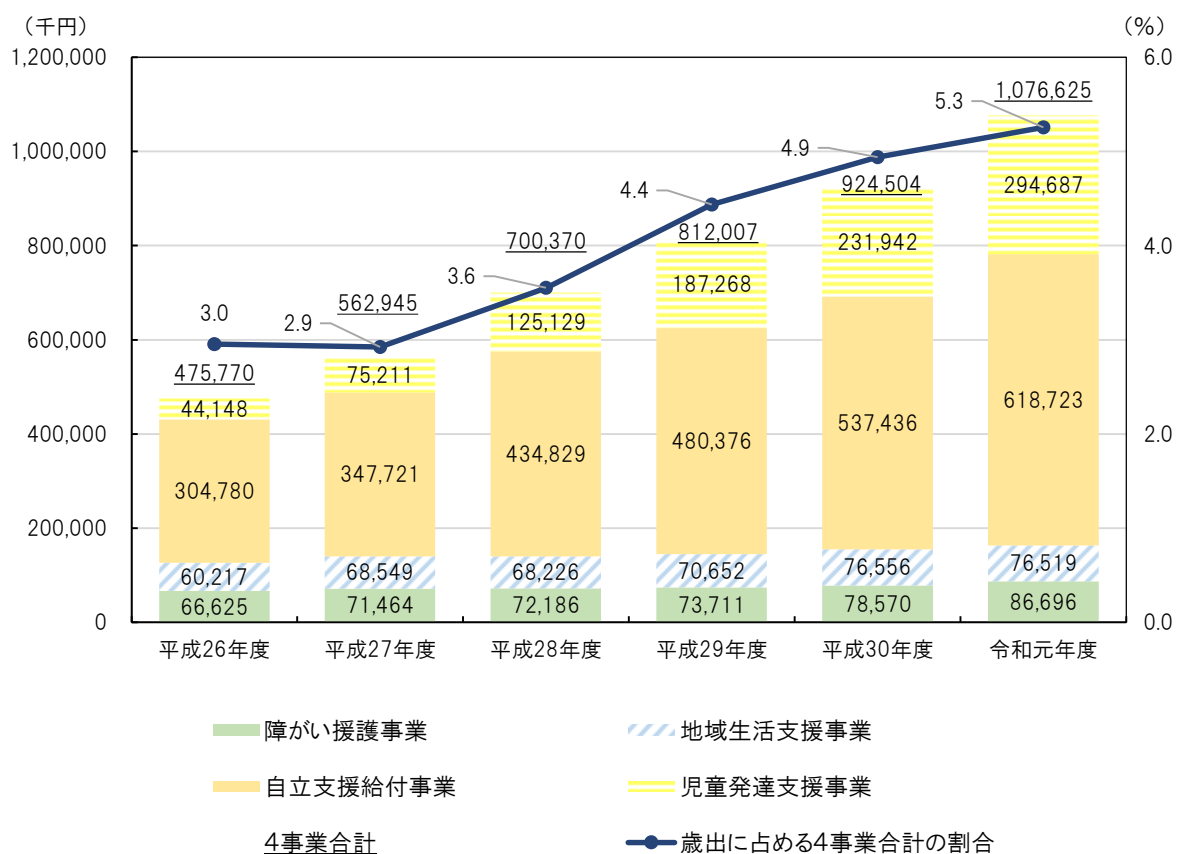


⑥ 各福祉サービス事業の費用及び歳出に占める割合

本市の各福祉サービス事業の費用は増加傾向にあり、令和元年度は4事業合計が1,076,625千円となっております。

本市歳出に占める割合は令和元年度には5.3%となっています。

■各福祉サービス事業の費用及び歳出に占める割合の推移

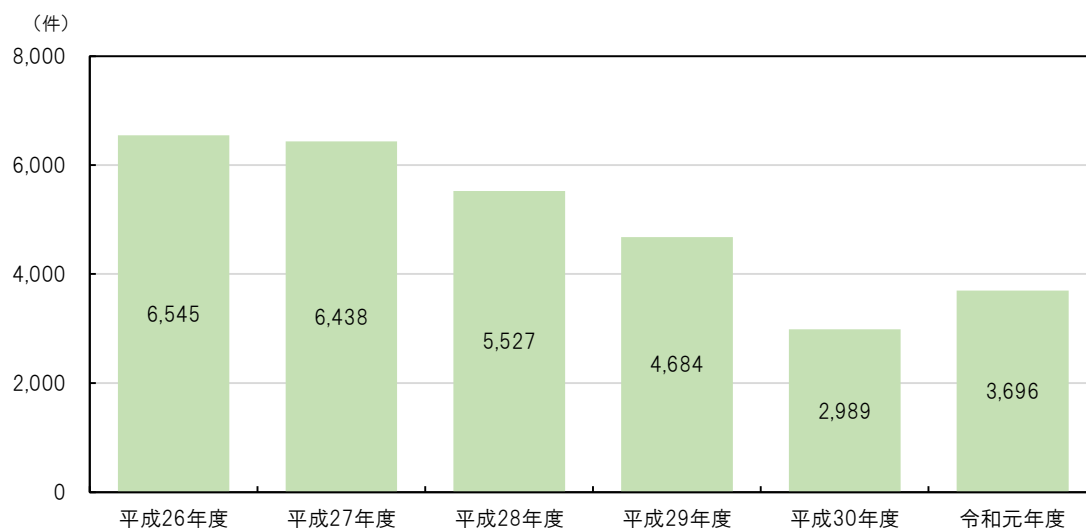


⑦障がい者基幹相談支援センター等相談件数の状況

本市の障がい者基幹相談支援センター等相談件数は、平成30年度まで減少傾向にありましたが、令和元年度には増加に転じています。

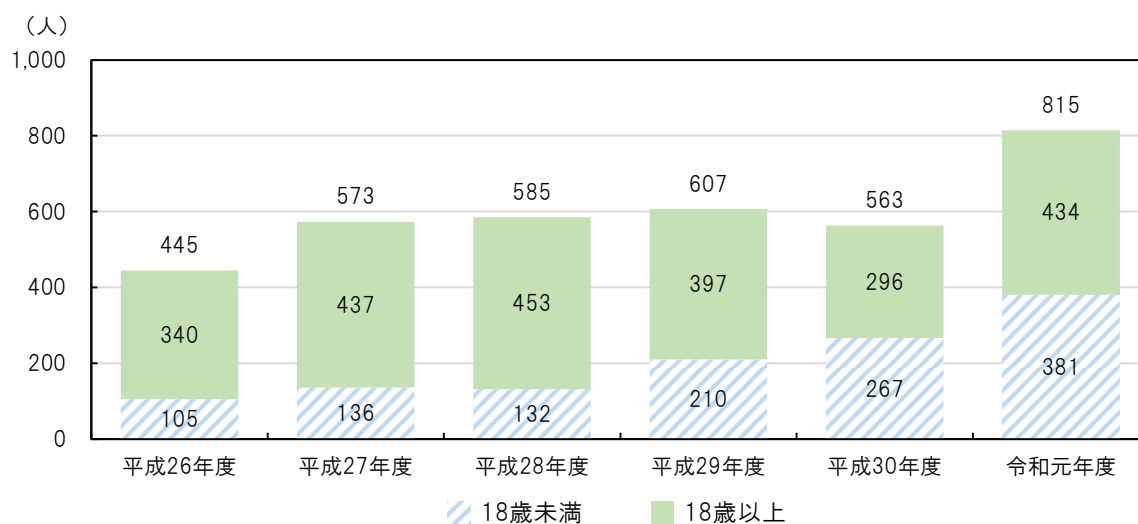
相談者数は、平成30年度までは増減を繰り返していましたが、令和元年度に大幅に増加しています。

■障がい者基幹相談支援センター等相談件数の推移



資料：福祉課

■障がい者基幹相談支援センター等相談者数の推移

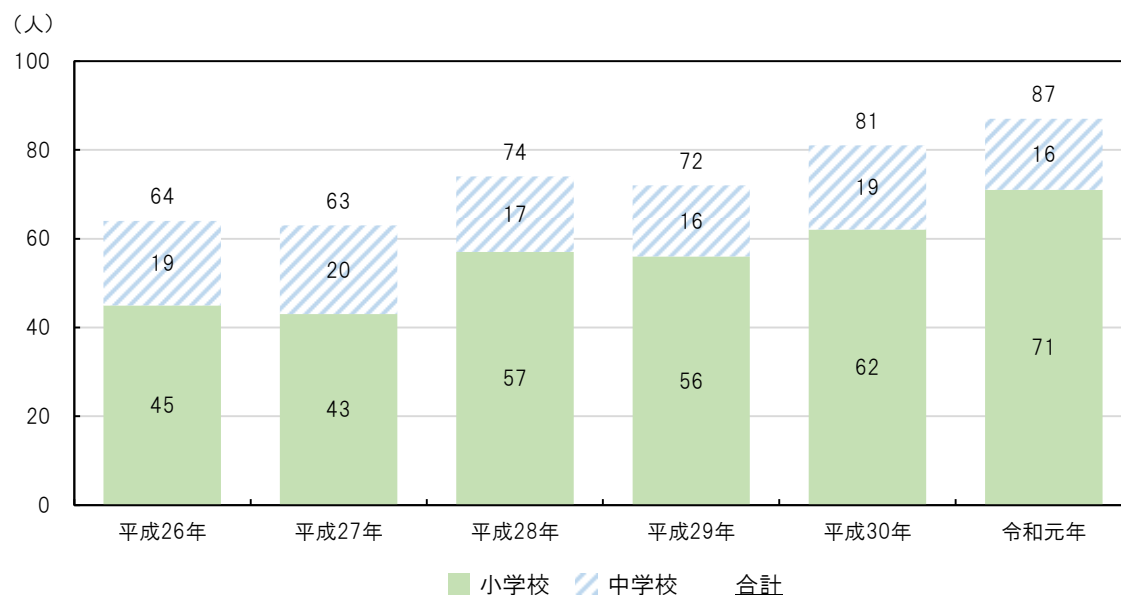


資料：福祉課

⑧ 特別支援学級在籍者数の状況

本市の特別支援学級在籍者数は増加傾向にあり、令和元年現在87人となっています。

■特別支援学級在籍者数の推移



資料：福祉課（各年5月1日現在）

⑧ 難病の状況

障害者総合支援法において難病患者は、平成25年4月より対象となり、その後、数回にわたり対象の範囲の見直しが行われております。

<検討の経過>

- ① 平成27年1月～ 第1次対象疾病見直し 130疾病 ⇒ 151疾病
- ② 平成27年7月～ 第2次対象疾病見直し 151疾病 ⇒ 332疾病
- ③ 平成29年4月～ 第3次対象疾病見直し 332疾病 ⇒ 358疾病
- ④ 平成30年4月～ 第4次対象疾病見直し 358疾病 ⇒ 359疾病
- ⑤ 令和 元年7月～ 第4次対象疾病見直し 359疾病 ⇒ 361疾病

■指定難病特定医療費数の推移

(人)

	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	令和元年
長久手市	282	301	307	271	274	302
愛知県	3,018	3,171	3,280	2,913	2,835	2,993

<主な疾患（上位6位）>

- ・潰瘍性大腸炎（52人）、・クローン病（26人）・パーキンソン病（25人）
- ・全身性エリテマトーデス（17人）・重症筋無力症（13人）・皮膚筋炎／多発性筋炎（13）

2 意識調査等からみる地域福祉の現状

本市の障がいに関する現状を把握するために、以下の調査等を実施しました。調査結果を踏まえ、特に本市の特性などが分かるものを記載します。各意識調査の詳細は、市のホームページに掲載されています。<https://www.city.nagakute.lg.jp/soshiki/fukushibu/fukushika/2/3/1006.html>

(1) 調査等の概要



① 障がいに関する当事者への意識調査

- 調査対象：市内在住の障害者手帳所持者及び福祉サービス利用者
- 調査期間：令和2年1月31日～令和2年2月29日
- 調査方法：郵送による配布・回収
- 回収状況：配布数 1,797 通 有効回収数 898 通 有効回収率 50.0%

② 農業従事者への調査

- 調査対象：本市近郊の農業従事者
- 調査期間：令和2年1月29日～令和2年2月29日
- 調査方法：郵送による配布・回収
- 回収状況：配布数 503 通 有効回収数 59 通 有効回収率 11.7%

③ 相談支援専門員への調査

- 調査対象：市内の相談支援専門員
- 調査期間：令和2年3月16日～令和2年4月17日
- 調査方法：郵送による配布・回収
- 回収状況：配布数 11 通 有効回収数 11 通 有効回収率 100.0%

④ 障害福祉サービス提供事業所への調査

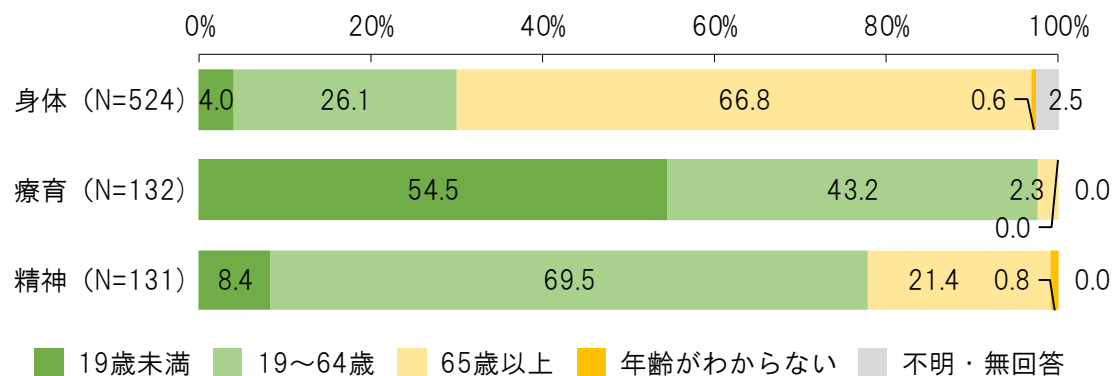
- 調査対象：市内の障害福祉サービス提供事業所
- 調査期間：令和2年3月16日～令和2年4月17日
- 調査方法：郵送による配布・回収
- 回収状況：配布数 34 通 有効回収数 29 通 有効回収率 85.3%

⑤ 家族会・団体へのヒアリング調査・（意識調査の自由記述含む）

- 調査対象：市内で活動する家族会・ボランティア団体等
- 調査期間：令和2年1月30日～令和2年4月30日
- 調査方法：ヒアリングシートを基に聞き取り又は郵送による配布・回収
- 参加団体：計 17 団体へのヒアリングの実施

(2) 当事者への調査

① 回答者の障がい種別ごとの年齢（令和2年4月2日現在）



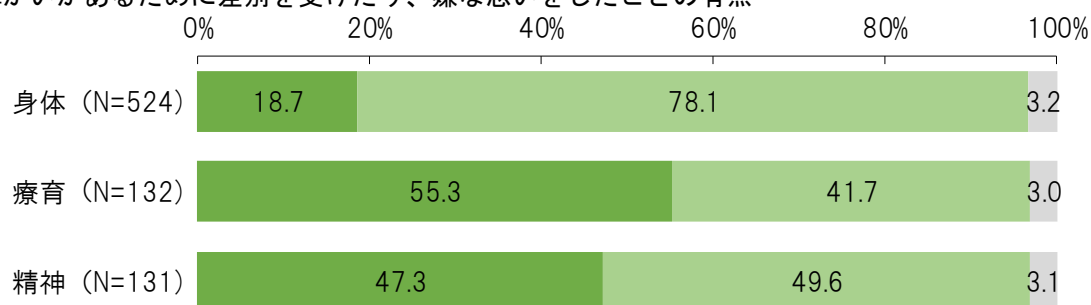
② 現在、あなたは、悩んでいることや相談したいことがありますか。

■悩んでいることや相談したいこと（上位3位）

区分	身体 (N=524)	療育 (N=132)	精神 (N=131)
第1位	・ 自分の健康や治療のこと	・ 特にない	・ 自分の健康や治療のこと
第2位	・ 特にない	・ 自分の健康や治療のこと ・ 自分の介助や介護のこと ・ 就学や進学のこと	・ 生活費など経済的なこと
第3位	・ 自分の介助や介護のこと	・ 外出や移動のこと	・ 仕事や就職のこと

③ 障がいがあるために差別を受けたり、嫌な思いをしたことはありますか。

■障がいがあるために差別を受けたり、嫌な思いをしたことの有無



■差別を受けたり、嫌な思いをした場所（上位3位）

区分	身体 (N=98)	療育 (N=73)	精神 (N=62)
第1位	・ 店舗や公園などの外出先	・ 学校	・ 仕事場
第2位	・ 公共交通機関	・ 店舗や公園などの外出先	・ 学校
第3位	・ 学校	・ 病院などの医療機関	・ 病院などの医療機関

④ より安心して暮らしていくためにはこういった配慮や取組が必要だと思いますか。

■より安心して暮らしていくために必要だと思う配慮や取組（上位3位）

区分	身体 (N=447)	療育 (N=117)	精神 (N=113)
第1位	・道路などでの段差の解消	・障がい特性に関する啓発	・障がい特性に関する啓発
第2位	・施設内のバリアフリー化	・障害者差別解消法の周知	・障害者差別解消法の周知
第3位	・障害者差別解消法の周知	・施設内のバリアフリー化	・道路などでの段差の解消

※「不明・無回答」を除く。

⑤ 障がいのある人が会社などで就労するにあたり、どのような配慮が必要だと思いますか。

■障がいがある人が就労するにあたり必要だと思う配慮（上位3位）

区分	身体 (N=441)	療育 (N=127)	精神 (N=122)
第1位	・職場の人たちが障がいの特性を理解すること	・職場の人たちが障がいの特性を理解すること	・職場の人たちが障がいの特性を理解すること
第2位	・職場内で相談や支援をする人がいること	・職場内で相談や支援をする人がいること	・職場内で相談や支援をする人がいること
第3位	・体の調子が悪いときに休めること	・外部で困ったときの相談先があること	・体の調子が悪いときに休めること

※「不明・無回答」を除く。

⑥ あなたが安心して地域で生活するにはどのような支援が必要ですか。

■安心して地域で生活するために必要な支援（上位3位）

区分	身体 (N=524)	療育 (N=132)	精神 (N=131)
第1位	・医療機関の充実	・日中に通える場所	・困ったことを相談できる場所
第2位	・困ったことを相談できる場所	・困ったことを相談できる場所	・就労するための支援・サービス
第3位	・緊急時に行くことができる場所	・緊急時に行くことができる場所	・医療機関の充実

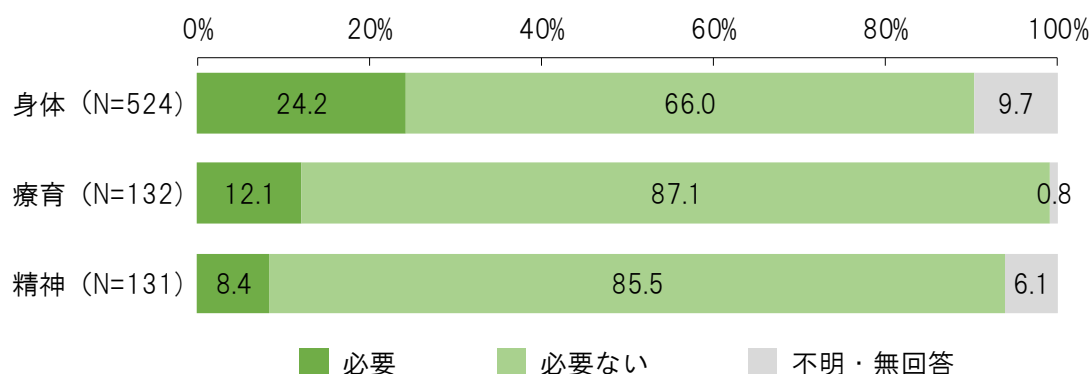
⑦ あなたが災害発生時に不安に思うことは何ですか。

■災害発生時に不安に思うこと（上位3位）

区分	身体 (N=524)	療育 (N=132)	精神 (N=131)
第1位	・避難所の障がいへの配慮	・避難所の障がいへの配慮	・避難所の障がいへの配慮
第2位	・避難所での医療や設備があるか心配である	・災害に関する情報を入手できるかわからない	・避難所での医療や設備があるか心配である
第3位	・災害に関する情報を入手できるかわからない	・避難所での医療や設備があるか心配である	・災害に関する情報を入手できるかわからない

⑧ 現在「医療機器等の使用」または「医療的ケアの必要」がありますか。

■「医療機器等の使用」または「医療的ケアの必要」の有無



■必要としている「医療機器」または「医療的ケア」の内容

区分	身体 (N=127)	療育 (N=16)	精神 (N=11)
第1位	・ その他	・ その他	・ その他
第2位	・ 酸素吸入 ・ 導尿	・ たんの吸引 ・ 経管栄養	・ 導尿 ・ インスリン投与

⑨ 長久手市の施策において、もっとも優先すべきと考えるもの

■市の施策で最も優先すべきと考えるもの（上位3位）

区分	身体 (N=524)	療育 (N=132)	精神 (N=131)
第1位	・ 障がいおよび障がいのある人に対する理解の促進	・ 障がいおよび障がいのある人に対する理解の促進 ・ 障がいのある子どもの教育・育成に関する施策	・ 障がいおよび障がいのある人に対する理解の促進
第2位	・ 医療費・福祉サービス利用時の負担軽減に関する施策		・ 雇用・就労の促進に関する施策
第3位	・ 手当などの経済的給付の充実	・ 障害福祉サービスの充実のための施策	・ 手当などの経済的給付の充実

⑩ お子さんの発達や障がいに関して、気になった時期に困ったことはどのようなことですか。

■お子さんの発達や障がいに関して気になった時期に困ったこと

区分	身体 (N=21)	療育 (N=72)	精神 (N=11)
第1位	・ 相談機関が分からなかった	・ 必要な支援（サービス）を利用するまでに時間がかかった	・ お子さんへの接し方が分からなかった
第2位	・ 必要な支援（サービス）を利用するまでに時間がかかった ・ 身近に悩みや不安を話せる人がいなかった	・ 専門の医療機関で診てもらうまでに時間がかかった	・ 専門の医療機関で診てもらうまでに時間がかかった
第3位		・ お子さんへの接し方が分からなかった	・ 専門の医療機関が分からなかった

⑪ お子さんをご家族が安心して生活するために、どのような取組の充実が必要だと思いますか。

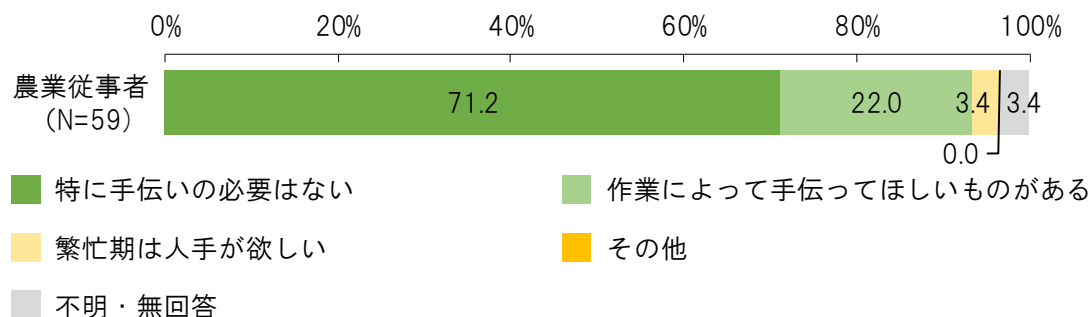
■お子さんと家族が安心して生活するために充実が必要だと思う取組（上位3位）

区分	身体 (N=21)	療育 (N=72)	精神 (N=11)
第1位	・ 関係機関の連携（医療・保育・教育・福祉等）	・ 総合的な相談窓口（生まれてから卒業、就労までの一貫した相談体制）	・ 総合的な相談窓口（生まれてから卒業、就労までの一貫した相談体制）
第2位	・ 福祉サービスの充実（児童発達支援・放課後等デイサービスなど）	・ 福祉サービスの充実（児童発達支援・放課後等デイサービスなど）	・ 福祉サービスの充実（児童発達支援・放課後等デイサービスなど） ・ 障がいのある子どもへの理解や知識向上
第3位	・ 総合的な相談窓口（生まれてから卒業、就労までの一貫した相談体制）	・ 関係機関の連携（医療・保育・教育・福祉等）	

(2) 農業従事者への調査

① 農作業に関して、お手伝いできることはありますか。どんな作業がありますか。

■農作業でお手伝いできそうなことはあるかどうか



■農作業でお手伝いできそうな作業の内容（上位4位）

区分	農業従事者 (N=13)
第1位	・ 雑草抜き
第2位	・ 野菜などの収穫
第3位	・ 袋詰め・箱詰め

② 障がいのある人に農作業を依頼する場合、どのようなことが分かりにくいですか。

■障がいのある人農作業を依頼する場合に分かりにくいこと（上位4位）

区分	農業従事者 (N=49)
第1位	・ どんな作業ができるのか分からない
第2位	・ 作業をうまく教えることができるか不安
第3位	・ 費用などの金銭面
第4位	・ 作業の質が担保できるか不安

(3) 相談支援専門員への調査

① 業務を進めるうえで、負担感はどのようなことがありますか。

■業務を進めるうえでの負担感の内容（上位5位）

区分	相談支援専門員（N=11）
第1位	・ 困難ケースの対応に手間がかかってしまう
第2位	・ 担当する件数が多い ・ 相談支援専門員の業務範囲が明確ではない ・ 自身の力量に不安がある
第5位	・ 記録する書式が多く手間がかかる

■ケース支援における困り事の内容（上位5位）

区分	相談支援専門員（N=11）
第1位	・ 地域に必要な資源がない
第2位	・ 利用者と家族の意見が相違する場合の調整 ・ 家族にも支援が必要な人がいる
第4位	・ 制度に当てはまらない支援 ・ サービス提供事業所とのマッチング

② 強度行動障害における課題があれば教えてください。

■強度行動障害における課題（上位3位）

区分	相談支援専門員（N=11）
第1位	・ 実際の支援の現場で人材養成（研修）ができる仕組み作り
第2位	・ 強度行動障害の基礎的な知識の普及・啓発 ・ 個室などの環境整備のための金銭面での支援

③ 高次脳機能障害のある人の支援をしていくうえで、どのような課題がありますか。

■高次脳機能障がいのある人を支援していくうえでの課題（上位3位）

区分	相談支援専門員（N=11）
第1位	・ 高次脳機能障害の基礎的な知識の普及・啓発
第2位	・ 家族や地域等における障がい特性を含めた理解 ・ 地域において支援できる事業所がない
第3位	・ 本人の能力向上のための訓練が実施できる場の整備 ・ 外見では障害があることが分かりにくく、本人も自覚が難しいこと

- ④ 長期入院や施設入所から地域に移行し、生活できるようにするために、どのようなサービスや支援が充実すれば、可能となる見込みがあると思われますか。

■入院・入所から地域生活に移行するために必要と思われるサービスや支援（上位3位）

区分	相談支援専門員（N=11）
第1位	・移行準備期間から医療と福祉等が連携した支援体制の構築
第2位	・訪問系の障害福祉サービスの充実
第3位	・グループホームの充実 ・医療的ケアの提供体制の充実 ・ご本人のことを理解し、継続的にかかわる人材（寄り添う人）の確保

（４）障害福祉サービス提供事業所への調査

① 運営上の不安を教えてください。

■運営上の不安（上位３位）

区分	障害福祉サービス提供事業所（N=29）	
第１位	・ 職員の人材育成が難しい	
第２位	・ 専門職の確保が難しい	・ 事務作業量が多い
	・ 運営・活動資金のやりくりが難しい	

② 参加を希望する研修の内容があれば教えてください。

障がい特性についての基礎知識や各種障がいに関する研修を望む声が多くありました。また、関わり方や距離の取り方などの希望も多くありました。

■参加を希望する研修の内容（概要）

研修内容
・ 障がい特性についての基礎 ・ 障がいを持つ方へのかかわりに関する基本的姿勢 ・ 強度行動障害など難しいケースの障がいについて

③ 利用者や家族から相談を受けたことがありますか。

■利用者や家族から受けた相談の内容（上位４位）

区分	障害福祉サービス提供事業所（N=29）	
第１位	・ 金銭管理について	
第２位	・ 近隣など地域とのトラブル	
第３位	・ 成年後見制度の利用について	・ 障がいへの不理解、偏見について

(5) 家族会・団体へのヒアリング調査・（意識調査の自由記述含む）

家族会や団体ヒアリング、市民意識調査の自由記述などを通じて、アンケート調査等では拾いきれない声をうかがいました。

① 障がいのある人に対する本市の良いところ、課題など

主な意見	
良いところ	障害のある方も「まつり」などに参加される。補助犬の育成・普及活動を行っている。
	団体の取り組みに対して、社会福祉協議会はとても前向きに取り組んでくれる
	住み慣れた場所で安心して暮らせるまちづくりをしようという雰囲気がある。
	福祉ガイド作成とその内容のわかりやすさ。
	「ながふく商店」の継続は、障がい者の方のやりがいや市民との接点があり良い。
	文化の家の講演や市役所窓口でも手話通訳を配置して対応しているのは良い
	障害のある方に対する個別支援が行き届いている。
改善したいところ・課題など	防災訓練の内容が毎年同じで、案内等が障がいのある方への配慮がないように感じた。
	個人情報の壁があり、支援をしたくても障がいある人の情報が分からない。
	障がいのある人は、支援機関とつながっているが、地域とのつながりがないように感じる。隣近所、自治会などのコミュニティからは孤立しているように感じる。
	一定以上の程度の障がいのある子どもが通える学校が長久手市内にない。
	聴覚障がいのある人に対する理解があまりなく、口頭や音声けでは伝わらないこともある。
	障がい者も健常者も同じ空間で普通に過ごせるようになってほしい。
	市内事業所で人員不足になっていることが多いので、もっと多くの人材を育成すべき
	福祉の課題に対して、利用者、事業所等とともに継続して取り組んでいってほしい。
	必要な人に必要な支援がされ続けるよう、支援員の負担が減るための選択肢を増やすこと。
	親亡きあとでも安心して暮らし続けられるように、住まいや生活費などの支援。
	駅までの移動が大変なため、玄関から目的地までの移動の支援が増えてほしい。
	親同士の交流がもっと増えると良いため、交流会や親子教室などのきっかけが欲しい。
	診断書が無くても子どもの発達を相談できる場所や通いの場は必要である。
	障がいがある人が働くのが珍しくない環境がもっとあればいいのに。
	幼いときから療育を受けやすく、進学などで環境が変わっても支援が続くようにしてほしい。

② 地域の課題を解決するために取り組むべきこと

課題	内容
福祉サービス以外のふらっと立ち寄れる居場所が少ない（居場所）	○バス等の交通手段の確保 ○視覚障がい者のサークル等、当事者同士で交流できるような会や場所があるとよい ○民間企業の場所を借り、健康運動に取り組んでいるが、障がい者も参加できるようにしてはどうか ○あまり利用されていない集会場等も活用できるとよい ○市民の障がいに対する理解が深まれば、障がいの有無に関わらず、みんなが楽しめる居場所が増えると思う ○共生ステーションが居場所になるよう、活用する
地域における障がいのある人への理解が少ない（周知啓発）	○小学生（できれば保育園）の段階から障がいに関する理解を進めることが大切 ○障がいがある外見からはわからない方への支援が少ないため、ヘルプマークなどをもっと活用する ○普段から障がいのある人と交流することができる場所があると良い ○自治会の回覧版に障がいに関する周知・啓発を行うチラシを入れる ○障がい者支援センターが開設されるため、ボランティアとしてお手伝いに行き、支援の輪を広げる ○障がいのある人が外に出る機会、人と会える機会を設ける
財産の管理や契約の必要性の確認などの支援が行き届いていない（権利擁護）	○成年後見制度を知らない方は多いと思う。もっと周知をしたほうが良いと思う ○専門知識を学べる機会があると良い ○成年後見制度の利用を促進する。当事者がどのような支援を望んでいるのか聞いてみる ○市民後見人制度の充実
災害時の避難先やその体制、支援者などが整備されていない（災害時等対応）	○市民、企業、団体に呼びかけ、災害時対応検討チームをつくり、その中で対応策を検討する ○障がいのある人も積極的に避難訓練に参加する ○日頃から障がいのある人がどこに住んでいるか把握する必要がある ○日頃からの隣人との仲良く声かけが大事になる ○障がいのある人でも避難できる場所を増やす ○避難所に、ヘルパーや手話通訳者、医療従事者の派遣が必要

3 第3次基本計画の重点施策の取組と評価

第4次基本計画の施策立案にあたり、第3次基本計画（前計画）で示されている重点施策について進捗状況を把握しました。

前計画は、基本理念「支え合う 思いやりのまち ながくて」に基づき、15の重点施策について取り組み、令和元年度末時点では、すべての事業がB（目標どおりに進捗している）となりました。

評価	評価基準
完了	目標を達成した
A	目標以上に進捗している
B	目標どおりに進捗している
C	改善の余地あり

(年度)						
	事業名称	平成 27	平成 28	平成 29	平成 30	令和元
1	グループホーム整備への支援	B	完了	A	B	B
2	グループホームの体験利用の促進	B	B	B	C	B
3	基幹相談支援センターの設置	B	B	B	B	B
4	個別訪問調査の実施	C	B	B	C	B
5	乳幼児期からの療育支援体制の整備	B	B	B	B	B
6	各保育園等への巡回相談	B	B	B	B	B
7	スクールソーシャルワーカーの設置及び関係機関との連携強化	B	B	B	B	B
8	農業を活用した雇用機会の拡大	A	B	B	C	B
9	就労支援コーディネーターの設置	B	B	B	B	B
10	市役所での就労体験の実施	C	A	C	B	B
11	支え合いマップづくり	B	C	B	B	B
12	障がいのある人と地域の人とが交流できる場の提供	B	B	B	B	B
13	移動支援の支援員の人材育成	B	B	B	B	B
14	成年後見制度の普及啓発及び理解促進	B	B	B	B	B
15	精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けた体制整備	-	-	-	C	B

※15は、第5期長久手市障がい福祉計画から追加

なお、各重点施策の詳細評価は、以下に掲載されています。

<https://www.city.nagakute.lg.jp/soshiki/fukushibu/fukushika/1/1/1025.html>



4 本市の課題のまとめ

現状・本市の特性・各種意識調査・前回計画の取組と評価・家族会や団体ヒアリングの意見聴取などを踏まえ、本市の取り組んでいく主な課題を次の7つにまとめました。

（１）アウトリーチの実施、その後のつなぎ

意識調査やヒアリングによると、情報が入手できていなかったり、複合的な課題を抱えているなど、適切な支援やサービスにつながっていない人がみられます。支援を必要とする人に対し、アウトリーチを行い、適切な支援やサービスにつなぐ必要があります。

また、支援を必要とする人への他のアプローチとして、医療機関などの関係機関と連携した支援体制の構築も必要です。

（２）医療的ケアが必要な人への支援体制の確保

医療機器等の使用や医療的ケアを必要とする人は、一定の人数がおり、必要とする内容も多岐に渡っています。その看護・介護は、親族が中心的に行われており、負担の軽減が必要です。あらゆる医療的ケアに対応することができる、保健・医療体制の整備が求められます。

また、現状では災害が発生した場合に支援が滞る可能性があり、早急な対応が求められます。

（３）早期からの相談体制や継続的な支援

子どもの発達や障がいに関して、気になった時期に困ったこととしては、支援までの時間がかかったことや相談機関が分からなかったことが多く挙げられています。保護者の不安を受け止めつつ、必要な情報提供やサービスの案内を行うことができるような相談窓口の拡充が必要です。

また、当事者への意識調査によると、障がいのある子どもと家族が安心して生活を送るために必要な取組として、「総合的な相談窓口（生まれてから卒業、就労までの一貫した相談体制）」「福祉サービスの充実」がそれぞれ7割以上、「関係機関の連携（医療・保育・教育・福祉等）」「障がいのある子どもへの理解や知識向上」が6割以上となっています。

幼少期から働くまでの期間は、支援者・関係者の関りが特に多く、子どもの成長過程に応じた切れ目のない支援の提供につなげる必要があります。

（４）就労に関する支援

就労していくための支援・配慮として「障がいの特性を理解すること」が７割以上、「総合的な相談支援」が６割以上となっており、働くための就労体験の充実を求める声が多いこと、中高生の時期から将来を見据えていくことが重要であること、一般企業の障がいのある人の雇用への支援が必要なことから、総合的な働くことへの支援方策が必要です。

また、農業従事者に対する調査結果では、何かしらの手伝いを求めている一方、その内、半数以上が依頼できる作業が分からないと回答しています。障がいの程度に関わらず、働きやすい環境の整備が求められます。

（５）地域とのつながり・交流

本市は、今後も人口が増加していきますが、それに伴い障がいのある人も増えていくことが見込まれます。障がいのある人は、利用している事業所など以外に参加する場が多くない傾向がありますが、障がい程度に関係なく、つながり、困ったときには助け合える関係性ができていくこと大切です。そのためには日頃からの交流や障がいの特性への理解、避難訓練などの協働などを通じて、障がいに対する理解促進を図るとともに、お互いが支え合い、障がいの程度に関わらず共に暮らすことのできる地域を目指していくことが大切です。

（６）権利擁護の支援

障がいのある人が増加している本市において、権利擁護の支援に対するニーズは一層高まることが予測されます。意識調査から、金銭の管理や契約の手続きに不安を感じる人が多数いる一方で、日常生活自立支援事業や成年後見制度の認知率は低いことなどから一層の理解促進が必要です。また、支援が必要な人が増えていくことから、権利擁護の担い手となる人を育成、支援することが急務です。

相談支援専門員や各事業所においては、本人から話を聞く、様子からの意思・好みの確認などは出来ている一方で、本人への説明・支援の見直し、本人・支援者の会議の参加などの割合が高くなく、今後は、周知・啓発や研修への参加促進が必要です。

（７）災害時に向けた防災体制づくり

災害発生時に不安に思うことについて、「避難所での配慮」「避難所の整備」などが挙がっています。大規模な災害が発生した場合、直ちに支援することができない場合もあるため、自らの備えとして、避難時の支援計画、日頃からのつながり見守りなどにより備えていくことが必要です。

また、行政として避難所や活用できる社会資源の整備も急務となります。